

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針（改訂）

～「いのち・人権・人格の尊重」の実現に向けて
：ふくしま型UDの提唱～



平成 1 6 年 7 月
福 島 県

表紙の図案：「**ふくしま “ユニバーサルデザイン” キャラクター**」
平成15年9月に、全国から公募した作品の中から選ばれました。
丸いからだにUDの文字をハート型に配置して、やさしさ、安心、快適を
アピールしています。

目 次

第1章	はじめに	1
1	ユニバーサルデザインのはじまり、提唱	1
2	指針策定の趣旨等	3
(1)	指針策定の趣旨	3
(2)	指針の基本的性格	3
(3)	他の計画などとの関係	3
(4)	指針策定の経緯	4
第2章	ふくしまが進めるユニバーサルデザイン（ふくしま型UD）	7
1	ユニバーサルデザイン推進の視点	7
2	目標	14
3	<u>ふくしま型UDのキーワードと5つの実現手法</u>	14
4	ユニバーサルデザイン社会の姿	18
第3章	県の取組み	19
1	基本姿勢	19
2	分野別の取組み	22
1	ユニバーサルデザインの意識づくり	22
(1)	考え方の普及啓発	22
(2)	<u>学ぶ機会づくり</u>	24
(3)	核となる人材・組織づくり	26
2	こころのユニバーサルデザイン	28
(1)	<u>人権への“気づき”</u>	28
(2)	こころの教育等	32
(3)	<u>さまざまな交流</u>	35
3	暮らしのユニバーサルデザイン	37
(1)	日常生活	37
(2)	働く場	43
(3)	社会参加	45
4	まちづくりのユニバーサルデザイン	48
(1)	まち全体	48
(2)	交通	51
(3)	公共・公益施設	53
(4)	公園などの憩いの空間	55
(5)	住宅	57
(6)	商店街	59
5	ものづくりのユニバーサルデザイン	61
(1)	製品の開発	61
(2)	製品の利用	63
6	サービスのユニバーサルデザイン	64
(1)	行政	64
(2)	民間サービス業	66
7	情報のユニバーサルデザイン	67
(1)	行政情報	67
(2)	情報化対応	69

第4章 指針の推進について ～連携・協働による推進～	-----	70
1 県の役割	-----	70
(1) 推進体制の整備	-----	70
(2) 進行管理	-----	70
(3) 県の活動内容等	-----	71
2 市町村への期待	-----	72
3 県民への期待	-----	72
(1) ユニバーサルデザインの理解促進	-----	72
(2) 人を思いやる気持ちの醸成	-----	72
(3) まずはできるところから行動	-----	72
(4) 行政や事業者などへの協力	-----	73
4 民間団体への期待	-----	74
5 事業者への期待	-----	74
(1) 社会的責任に見合う活動	-----	74
(2) 利用者の視点に立った活動	-----	75
(参考1) 用語解説	-----	76
<u>(参考2) 7つの原則(ロン・メイス氏提唱)</u>	-----	81
(参考3) 「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」のイメージ	-----	86
(参考4) 施策体系図	-----	87
(参考5) 「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の概要	-----	88
(参考6) ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」策定イメージ	-----	95
(参考3) ふくしまユニバーサルデザイン研究会 会員名簿	-----	96

第1章 はじめに

1 ユニバーサルデザインのはじまり、提唱

「ユニバーサルデザイン」は、「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」の2つを組み合わせた言葉であり、

はじめから^(注1)、すべての人^(注2)の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、環境などを計画、設計する

考え方のことです。

福島県においては、もともとハード面を中心としたこの考え方に、制度やサービスなどのソフト面を取り込んでさらに一歩進め、暮らしに関わる諸制度や心の持ち方なども対象に広く社会システムとしてとらえ、ユニバーサルデザインを生かした県づくりを計画的・体系的に推進することとしています。

(注1)「はじめから」の意味については、ポイント2 (P12)を参照してください。

(注2)「すべての人」とは、施設やサービスなどを実際に利用する、できる限り多くのさまざまな県民(利用者)のことです。

ポイント1

<ユニバーサルデザインの提唱者>

故ロナルド・メイス氏（米国の建築家、工業デザイナー。ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長）によってはじめて提唱された概念です。なお、ユニバーサルデザインの「7つの原則」の詳細については、参考2（p81）を参照してください。

<考え方の出発点>

ユニバーサルデザインは、次の2つの点が考え方の出発点となっています。

人は多様

人は、そもそも、体格、性別、利き腕、身体的能力、言語など、あらゆる面で一人ひとりが異なっています。この「一人ひとりが異なっている」ということ自体が素晴らしいことであり、一人ひとりがかけがえのない個として尊重されるべき存在の証でもあります。その意味で、例えば身体などの障害も、「背が高い」「右利きである」などと同様、人の数ある個性、属性の1つに過ぎず、特別なものと考えする必要はないものです。

健常状態は一時的

人はだれでも、ケガや病気をしたり、事故に遭ったりする可能性や、重い荷物を持つことなどがありますが、この場合、身体に大きな負荷がかかり、階段を昇り降りするといった普段は何とも思わない日常的な動作に苦痛を感じる場合があります。

また、人はだれでも高齢期を迎えると身体能力などが減退し、若いころと比べて日常生活に不自由を感じるようになるのが一般的です。

このように、いわゆる「健常である」状態というのは、そもそも一時的なものに過ぎません。言い換えれば、「健常でない」状態というのは、特定の人だけが経験することではなく、だれもがごく普通に経験し得ることなのです。

このような「人の多様性」「健常状態の一時性」を考え合わせると、若い健常成人男性をいわゆる「平均的な人（ミスター・アベレージ）」として設定し、その利用を念頭において建物、製品、サービスなどを計画、設計することが必ずしも適当でないことがわかります。

このため、さまざまな個性・属性を持った多様な人が社会を構成しているという現実を認め、はじめから、高齢者、障害者、子ども、妊娠中の女性、外国人など、すべての人の利用を念頭に置き、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを進めていくというユニバーサルデザインの考え方が生まれ、注目を集めるようになりました。

2 指針策定の趣旨等

(1) 指針策定の趣旨

広い県内の隅々まで幅広い分野にわたってユニバーサルデザインの考え方を取り入れていくためには、県だけでなく、市町村、県民、民間団体、事業者のそれぞれが、共通の理解・目標の下、連携・協働して、ユニバーサルデザインの推進に主体的に取り組んでいくことが重要です。

このような観点から、県において、ユニバーサルデザインをどのように捉え（第1章1（P1～2）、第2章1（P7～13））、何を目指し（第2章2（P14））、その実現のために県としてどのような方針の下で（第3章1（P19～21））、どのような取組みを行っていくのか（第3章、第4章1（P22～71））、また、市町村などにはどのような役割が期待されているのか（第4章2～3（P72～75））などについて、できるだけわかりやすく示すため、この指針を策定しました。

(2) 指針の基本的性格

この指針は、ユニバーサルデザインを生かした県づくりの進むべき方向性や、その実現に向けた各主体の役割などを明らかにするものです。

このため、次の2つの基本的性格を持つものとなっています。

県の行動指針

この指針は、ユニバーサルデザインの推進を県政の基本に据え、その考え方を県が行うすべての事業などに取り入れていく際の基本的な考え方や方向性などを示す総合的な行動指針としての役割を持つものです。

市町村、県民、民間団体、事業者のガイドライン

この指針は、市町村、県民、民間団体、事業者が、ユニバーサルデザインの推進の視点（第2章1（P7～13））、目指すべき目標（第2章2（P14））、期待される役割（第4章2～4（P72～75））などについて県と共通の理解・認識を持ち、連携・協働しながら主体的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドラインとしての役割を持つものです。

(3) 他の計画などとの関係

この指針は、県のユニバーサルデザインに関する上位計画とし

て、今後県の分野ごとの個別計画を策定、見直し、推進する場合や、分野ごとにユニバーサルデザインの推進に関する計画などを策定する場合の指針になります。

(4) 指針策定の経緯

新長期総合計画における位置付け

県では、平成 12 年（2000 年）12 月、「一人ひとりが大切にされ、いきいきと生活できる社会」「持続的発展が可能な地域社会」の形成を目標とする新長期総合計画「うつくしま 21」を策定しました。

その中で、「人間の尊重」や「ユニバーサル・デザイン」を新しい世紀の価値観の 1 つに掲げるとともに、「ユニバーサル・デザインのまちづくり」を重点施策体系の一つと位置付け、これに該当する事業を重点的に実施することとしています。

ふくしまユニバーサルデザイン研究会での調査研究

「うつくしま 21」を受け、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県づくりの在り方について調査研究を行うため、平成 13 年（2001 年）5 月、「ふくしまユニバーサルデザイン研究会」を設置しました。

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、専門的な視点だけでなく、県民（生活者）の視点が不可欠です。このため、専門分野から 7 名の会員を選出したほか、県民から 5 名、市町村から 2 名の会員を公募し、これら 14 名の会員に議論を円滑に進めるためのファシリテータ⁽³⁾ 1 名を加えた 15 名で会を構成しました。

この体制の下、7 回にわたる研究会の開催を経て、会員自らが「福島版ユニバーサル・デザイン実現への提案」を分担して執筆し、平成 14 年（2002 年）3 月、提言として知事に提出されたところです。

推進指針の策定

この提言を受け、県として指針の策定などを行うため、平成 14 年（2002 年）5 月、研究会に代えて「ユニバーサルデザイン推進県民アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を県への助言機関として設置しました。

また、指針の素案を策定するため、県のすべての事業についてユニバーサルデザインの視点の有無などの実態調査を行ったほか、広く県

3 会議などにおいて意見の整理役を行う人

民の生の声を取り入れるため、障害者団体などを訪問し、直接話を伺いました。

これらの過程を経て、平成 14 年（2002 年）8 月、指針の素案を作成し、アドバイザー会議で議論をしていただくとともに、指針に県民の意見を広く反映させるため、意見を募集し、所要の修正を行った上で、当初の指針を策定しました。

「人間・人格・人権の尊重」推進懇話会からの提言

さらに、県では、生命（いのち）の大切さや人権の尊重に関して、その基本的な考え方や課題認識、さらには県の施策展開の方向性等について幅広く御意見をいただくため、平成 14 年（2002 年）6 月に「人間・人格・人権の尊重」推進懇話会を設置しました。

この懇話会は、さまざまな分野で日ごろから人権問題に取り組んでいる委員 15 名により構成され、毎回、各委員からのプレゼンテーションを軸に、県の関係部局の報告、外部からの専門講師による講演など、10 回にわたり多面的な議論や意見交換を行い、平成 15 年（2003 年）10 月、議論の内容をとりまとめた提言が知事に提出されたところです。

この提言においては、基本的な考え方として、

- ア はじめからすべての人の多様なニーズを考慮しサービスなどを計画する『ユニバーサルデザイン』の視点
- イ 多様性にこそ価値を認めあらゆる生命（いのち）とともに支えあう『共生』の視点
- ウ 組織よりも一人ひとりの人間の安全を確保しあらゆる生命（いのち）の存在を大切なものとして受け止められる心を育む『安全・安心と生命（いのち）の大切さ』の視点
- エ 人間の良好な生存環境を世代間の公平も考え将来に引き継ぐ『未来の世代からの信託』の視点
- オ 人間としての倫理観や社会として合意できる哲学を形成していくべきという『倫理観の尊重』の視点
- カ 本人の意思や自己実現への意欲に気づき配慮する『人権への気づき』の視点

などが示されました。

推進指針の改訂

この提言において示された視点や考え方は、あらゆる「いのち」を大切にしたい新しい社会システムを構築していく上で重要であり、提言の趣旨を最大限県政に反映していくためには、ユニバーサルデザインによりシステム化して実現していくことが極めて有効であると考えられます。

こうしたことから、「いのち・人権・人格の尊重」の理念の下に、ユニバーサルデザインの考え方を県政のすべての分野に一層広く浸透させ、その取組みを更に充実強化する観点から、このたび本指針を改訂することといたしました。

〔（注）指針策定の経緯の詳細については、参考7（P.97）を参照してください。〕

第2章 ふくしまが進めるユニバーサルデザイン

(ふくしま型UD)

1 ユニバーサルデザイン推進の視点

私たちは今、時代の転換点に立っています。

これまでの歩みを振り返ってみると、20世紀は「成長の時代」であったとすることができます。この時代においては、集中化や画一化による効率性を追求した結果、急激な経済成長を遂げ、国際的に見ても高い所得水準を実現することができました。しかしながら、急激な経済成長の陰で、ともすれば、個性、ゆとり、自然の大切さなど、人間性の根源に関わるものが見過ごされてきた時代でもありました。

その反省も踏まえ、新世紀を迎えた今、私たちは「成熟の時代」に向かいつつあります。

経済の成熟化、高齢化、国際化が進展する中で、効率性一辺倒の経済社会システムから、本当の意味での豊かさを実感でき、持続的発展が可能な経済社会システムに転換することが求められています。

こうした時代の要請を十分踏まえながら、県では、次の基本的な視点に基づいて、ふくしま型UDを推進することとしています。

「いのち・人権・人格の尊重」の視点

21世紀は「人権の世紀」と言われています。すべての人が、お互いの個性や違いを理解し、一人ひとりの人権を尊重し合うことが平和の基盤であるという認識が世界中で広がりを見せ、社会全体で人権問題に取り組もうという気運が高まってきています。

このような中、県では、「いのち・人権・人格の尊重」を県づくりの理念に掲げ、人を出発点とし、かけがえのない個というものを大切にしてい、県民一人ひとりが、安全・安心で快適な環境に支えられ、お互いを尊重しながら、誇りを持っていきいきと暮らせる社会づくりに力を入れてきました。

はじめから、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人に生活・活動しやすい環境づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方は、人権の尊重に立脚した概念であり、これを県政の基本に据えて、県民一人ひとりを本当の意味で大切にしたい県づくりを更に進

めていくことが必要です。

「共生」の視点

20世紀においては、効率性、生産性を追及した「競争の論理」や「経済の論理」を優先する社会システムが作られてきましたが、そのひずみが様々な社会問題を生み出してきました。

この反省から、豊かさの意味を問い直し、地域の持つ環境、文化、自然などの資源や、人と人とのつながりを大切にしながら地域社会の再生を目指して、自然との共生、人と人との共生、地域間・世代間の共生、さらには多様性の尊重に結びつく価値観の共生など、あらゆるいのちとの共生が自覚でき、経済性、効率性などとのバランスのとれた、ともに生きる社会づくりを進めていく必要があります。

「安全・安心と生命(いのち)の大切さ」の視点 (新設)

国際的に見た場合、内戦などによる女性や子どもへの抑圧や虐待、テロや戦争、亡命者や難民の問題など、一国では解決しがたい困難な問題が各地で噴出しており、人間の安全保障が脅かされています。

また、地域においても、突然、不幸にして犯罪や事故、災害などに巻き込まれたり、食品や医療品などの不祥事が頻発するなど、県民の日常生活の安全に対する不安が増大しています。

さらに、物の豊かに反比例して、児童虐待やキレる若者による凄惨な事件、DVなどの暴力や中高年者を中心とした自殺者が後を絶たないなど、生命(いのち)の価値がますます軽んじられていく観を呈しています。

このため、だれもが、安全に、安心して、いきいきと生活できる環境づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方にに基づき、国家や組織の安全よりも一人ひとりの生命(いのち)の安全・安心を第一に考えるとともに、自らをかけがえのない存在として大切に思うのと同様に、他者もまた、かけがえのない大切な存在であると認識できる心を育てていくことが必要です。

「未来の世代からの信託」の視点 (新設)

人間が生きていくための良好な自然環境や社会的な環境は、これまでは、特にコストをかけるという意識もなく、自然に維持、再生産されると思われていましたが、実際は、自然環境の保全はもとより、家庭や地域という場での、育児(しつけ)、介護、その他様々な生活上の共同作

業などの社会的な環境においても、経済的には評価を受けない隠れたコスト負担によって、支えられてきました。

これからは、このような隠れた負担を明確化し、その価値をきちんと評価することにより、誰もが自然環境も社会環境も含めた良好な人間の生存環境を享受できるよう、未来からの信託を受けているという意識を持って、決定権を持たない次の世代に良い形で引き継いでいくことが必要です。

「倫理観の尊重」の視点

(新設)

現代社会においては、科学技術が高度に発達し、大きな恩恵を受けている一方、その活用の仕方によっては、人権が著しく侵害される危険性もはらんでいます。

例えば、生命科学の進歩によるクローンの問題、医療におけるインフォームド・コンセント⁽⁴⁾や終末期の患者の尊厳、高度情報化の進展に伴う個人間の能力格差の拡大や個人情報保護等、環境の汚染や自然破壊及び原子力発電に関する安全・安心を巡る問題など多くの課題があります。

こうした状況において、私たちは、多面的に議論を重ね、自分の身近な問題としてとらえる感性が求められています。

このため、プロセスや対話を重視するユニバーサルデザインの考え方にに基づき、専門家やサービスを提供する側にのみ任せではなく、自分たちひとり一人の問題として、あらゆる生命(いのち)の生存の権利や幸福について、考え、繰り返し意見交換を行い、社会哲学としての拠り所を形成していくことが必要です。

「男女共同参画」の視点

県では、女性の人権の尊重という面だけでなく、経済の成熟化、少子高齢化、国際化などに的確に対応する面からも、男女共同参画の推進を県の重要な課題と位置付け、計画の策定や条例の制定を行うなど、積極的な取組みを進めてきました。

しかしながら、県内にはいわゆる「ジェンダー(社会的・文化的につくられた性差)」による固定的な男女の役割分担意識が依然として根強く残っており、女性がいきいきと生活・活動できる社会に必ずしもなっていない。

4 医師が、患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて十分にかつ分かりやすく説明をした上で、治療の同意を得ること。

このため、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを通じてすべての人の社会参加を容易にするユニバーサルデザインの考え方で、あらゆる制度などを総点検することにより、男女が、性別にかかわらず、自らの能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

「高齢化への対応」の視点

福島県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、昭和41年（1966年）に7%を超え、平成2年（1990年）に14%を超えた後も上昇を続け、平成12年（2000年）には20%に達しました。これは、諸外国と比べて高齢化のスピードが早い我が国の中でも、本県の高齢化が全国平均より5年程度も早いペースで進んでいることを意味するものです。

また、この傾向は今後も続き、平成27年（2015年）には4人に1人が65歳以上の超高齢社会になると見込まれています。

このような状況の中で、これまでどおり若い健常成人男性を平均的な人として設定し、その利用を念頭に置いて建物、製品、サービスなどを計画、設計していくと、これに当てはまらない多くの高齢者がいきいきと生活・活動することができなくなります。また、建物などを一度つくった後で改良するためには膨大な費用が追加的に必要となり、社会全体から見ても非効率になります。

このため、今後はこれまでもまして、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、はじめから高齢者も含めたすべての人の多様なニーズを考慮し、だれもが生活・活動しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

「国際化への対応」の視点

福島県の国際化は、外国人登録者数が、平成元年（1989年）の4,083人から平成15年（2003年）にはその約3倍の12,673人に達するなど、急激なスピードで進んできており、今後もこの傾向は続くものと見込まれています。また、県を訪れる外国人旅行者数についても、ここ数年は3万人前後の水準で推移しているところです。

しかしながら、日本語を母国語としない、また日本文化以外の文化を持つ人々たちへの配慮が十分に行われているとは言えません。

このため、今後は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、はじめからこれらの人も含めたすべての人の多様なニーズを考慮し、だれもが

生活・活動しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

「地域経済・産業の活性化」の視点

成熟した経済社会の下においても、地域の経済・産業を活性化させ、雇用の創出、県民生活の安定を図ることは重要な課題です。

特に近年、県でも景気が低迷し、雇用情勢も極めて厳しい状況にあることから、経済の活性化に県としても総力を挙げて取り組んでいくことが必要です。

中でも、中心市街地の活性化、商店街の賑わいの創出、観光地の振興などは、経済活性化の重要なポイントですが、これらの実現のためにも、今後は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、身体的能力などの違いを超えてさまざまな人が出会い、交流し、知恵を出し合える環境を整備することにより、新たな価値や文化などを創出できるような地域づくりを進めていくことが重要です。

また、産業の活性化の面でも、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障害者のニーズを把握することからスタートし、すべての人にとって利用しやすい製品、サービスとなるよう必要な改良を加えることにより、市場の拡大、品質の向上、価格の逡減、さらには新産業の創出などを図っていくことが重要です。

言い換えれば、より質の高い製品、サービスなどに対する消費者のニーズが高まる中で、ユニバーサルデザインの視点を持って活動しているか否かが、事業者や業界の盛衰を左右する時代に入ったと言えます。

「気づき」の視点

(新設)

意図的な場合は論外として、日常生活において、気づかないことにより様々な形で相手を傷つけている場合があります。

例えば、体が不自由だから、外国籍住民だからなど、ある括りで先入観や固定観念による決め付けた対応や、地位や立場を利用した様々なハラメントなどが社会問題となっています。

また、身の回りの物や施設などを利用しようとしても利用できない場合に、利用できない側に非があると考えてしまう場合があります。

このため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが、本人の意思を尊重し、本人の自己実現の意欲を尊重するということに気づくとともに、様々なサービスの提供にあたり現場の声に真摯に耳を傾けることが必要です。

ポイント2

< バリアフリーからユニバーサルデザインへ >

ユニバーサルデザインとしばしば比較される考え方として、「バリアフリー⁽⁵⁾」があります。

県では、これまでも、高齢者や障害者が安全・安心で快適に生活・活動できるよう、歩道や住宅の段差を改善・解消するなど、既存の施設などの障壁（バリア）を取り除く改良を行ってきました。また、この考え方を一歩進め、新たにつくる施設や改良する歩道などで、設計段階から障壁（バリア）をつくらない取組みも始めています。

このような取組みを更に進め、以前にもまして人権尊重などに配慮した県づくりを推進していくため、県では、バリアフリーの考え方を一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を今後の県政の基本に据え、各種施策を展開していくことにしました。

なお、ユニバーサルデザインの考え方の特徴は、主に次の3点に集約されます。

すべての人が対象

ユニバーサルデザインは、人を障害という切り口で区別し、高齢者や障害者のみを対象にした取組みを特別に行うのではなく、すべての人を対象にして、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うものです。

言い換えれば、高齢者や障害者の利便の向上を十分意識した上で、それを「高齢者や障害者のみを対象とした特別な取組み」という形ではなく、「すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行った結果、高齢者や障害者にも生活・活動しやすい環境になっている」というように「さりげない」形で実現するものです。

この結果、ユニバーサルデザインは、平均的な人（ミスター・アベレージ）を対象とした従来のデザインと比べて、次のような利点があります。

ア 人権尊重

障害者などに対する差別や偏見を助長するおそれがなく、障害者などの人権の尊重や尊厳の維持により一層つながる

イ 県民（利用者）参加

すべての人の多様なニーズを把握する必要があるため、まちづくり、ものづくりなどへの県民（利用者）の参加をより一層進める契機になる

ウ 市場の活性化

高齢者や障害者のみを対象とした製品、サービスを特別に開発するのではなく、すべての人を対象とした製品、サービスを開発するため、市場の拡大、価格の逡減などが期待できる

はじめからの発想

ユニバーサルデザインは、事後的な対応ではなく、はじめから、すべての人のニーズを考慮し、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うものです。

5 高齢者や障害者などが社会生活を営む上でさまざまな障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があるとされています。

この結果、次のような利点があります。

ア 環境保全

- ・事後的な対応の必要による既存の施設の改築が減ることなどから、ゴミの減量化が図られ、環境保全に役立つ
- ・未来の世代からの信託の視点からの推進により、誰にとっても良好な生存環境の継承に寄与する

イ コスト削減

事後的な対応の必要による既存の施設の改築が減ることなどから、追加的な費用が削減され、社会全体の中長期的なコストを下げることに役立つ

なお、この場合の「はじめから」とは、例えば施設の新設を行う場合に「段差のある設計を行った上で段差箇所にスロープなどを設置する」のではなく、「はじめから多様な人の利用を考慮し、階段、エレベーター、スロープなどの設計を検討する」べきであるという意味であり、「施設の新設はユニバーサルデザインの考え方の対象であるが、既存の施設の改良はユニバーサルデザインの考え方の対象ではない」ということではありません。

今後は、既存の施設についても、「さりげなく」(P12を参照)高齢者や障害者にも利用しやすいものにするなど、ユニバーサルデザインの考え方で改良を進めていくことが必要です。

終わりにき取組み

ユニバーサルデザインは、高齢者や障害者の利便が健常者の水準に達すれば取組みが終わるというものではなく、健常者も含めたすべての人の利便を向上させることを目指すものです。

このため、行政や事業者などには、建物、製品、サービスなどを今より少しでも利用しやすいものを目指すことを目指して、見直し・改善に絶えず取り組んでいく姿勢が求められることとなります。

また、すべての人の利便の向上を目指すため、高齢者や障害者の利便だけでなく、健常者の利便も向上するという利点があります。

2 目標

すべての人が、あらゆるいのちとの共生を自覚しながら、いきいきと暮らし、活動し、社会に参画し、新たな価値を創造し続けるふくしまの実現

3 ふくしま型UDのキーワードと5つの実現手法

この目標の達成に向け、県では、ハード・ソフトにわたって広くユニバーサルデザインを推進していくため、さまざまな要素を言い表すキーワードと5つの実現手法を次のとおり提唱します。

【キーワード】

“思いやり”を
システム化

キーワードは、以下の重要な要素を包含しています。

（構成要素）

- ・ **公平で快適**（誰でも、いつでも、どこでも、快適に、参加・利用できること）

< 説明 > さまざまな人の参加や利用を想定した計画により、だれもが、いつでも、どこでも、疎外感を味わうことなく、気持ちよく安心して、等しく満足できるサービスを享受できること。

- ・ **簡単で効率的**（情報がわかりやすく簡単に入手できるとともに、効率よく参加・利用できること）

< 説明 > さまざまな手段ややり方により工夫され、経験や知識、語学力、集中力などにかかわらず、利用しようとする人に必要な情報が十分に伝わり、簡単に理解できること。また、必要以上の負担をかけなくとも効率よく参加・利用できること。

- ・安全で安心(未然の防止と間違いをしたときの安全が確保されていて、必要な情報も確認できるとともに、未来の世代への配慮がなされていること)

<説明> 間違いや危険をできる限り防止するよう配慮され、間違いをした時や危険な時でも安全が確保されていて、さまざまな手法やシステムによって本人に必要な情報が確認できて安心できること。また、未来の世代の安全・安心への配慮もなされていること。

- ・さりげなく美しい(疎外感を与えず、美しいこと)

<説明> 周りから差別や偏見を抱かれることがなく、デザインとしてより美しく、さりげないデザインであること。

- ・柔軟で少ない負担(一人ひとりの能力や価値観に合わせて柔軟で、経済的・心理的・体力的にも負担が少ないこと)

<説明> 一人ひとりの能力や価値観に合わせて、柔軟に参加・利用でき、経済的・心理的・体力的にも大きな負担とならず、手ごろであること。

「システム化とは」・・・個別の要素を有機的に組み合わせ、全体としてまとまりをもたせることを言います。

ポイント3

< 構成要素の具体例 >

キーワードを構成する5つの要素の具体的な例示は、以下のとおりです。

「公平で快適」

県のホームページからの各種申請書様式のダウンロードサービスの実施
携帯電話110番通報、SOSメール110番&FAX110番通報サービス
時間外休日の窓口対応
24時間オープンのコニビエンスストア

「簡単で効率的」

点字ブロックや絵文字（ピクトグラム）による表示
TVやVTRの色分けされたプラグ
重複する統計調査の簡素化
ワンストップサービス

「安全で安心」

運転免許証更新忘れの手続き
コンピューターソフトウェアの元に戻す（UNDO）ボタン
食品のトレーサビリティシステム⁶
音声で知らせる変換ソフト
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の制定
年金の世代間の負担の均衡

「さりげなく美しい」

すべての区画を大きくした駐車場
みんなが使えるトイレ
不必要な性別記載欄や年齢記載欄を削除した申請書類
大きなボタンの照明スイッチ

「柔軟で少ない負担」

年金受給開始時期の選択
乗り降りしやすいノンステップ型の低床バス
新しくなった県のセパブル対応封筒

6 食品の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる仕組み。

【 5 つの実現手法 】

実現手法 1 さまざまな利用者との対話を通じ、少数意見もくみ上げて工夫すること。

< 説明 > 効率性を重視するあまり、多数決の原理にとらわれ過ぎ、少数者の意見が反映されにくくなっていないか注意をすること。

実現手法 2 利用者のニーズや不満など現場の実態を十分に踏まえて発想すること。

< 説明 > 意思決定に至るまでのプロセス（企画立案、設計、実施の各段階）に現場の利用者を積極的に参加させること。

実現手法 3 正確な知識を身につけること。

< 説明 > 無意識のうちにステレオタイプ（一面的に同じ型にはめこもうとすること）により、人を差別したり偏見を持ったり、又は誤った認識や理解不足などにより相手の人格を傷つけてしまうことのないよう、正しい知識を習得しそれに基づいて行動すること。

実現手法 4 必要なものははじめから対応すること。

< 説明 > 応急的、場当たりのではなく、中長期的な視点に立って、はじめから対応すること。

実現手法 5 次のいずれかの手法で対応すること【主にハードにおける基本的な実現手法】。

一つの方法でいろいろなニーズを満たすデザイン
ニーズに合わせてオプションの追加や改造を容易に行えるデザイン
複数の選択枝を用意する形のデザイン

4 ユニバーサルデザイン社会の姿

この「2の目標」の達成に向け、「3のキーワードや5つの実現手法」により推進することにより、次のようなユニバーサルデザイン社会の実現を目指していきます。

すべての人が、あらゆるいのちをかけがえのない存在として尊重し、多様性を認め合いながら、ともに生き、助け合う社会

すべての人が、自らの意思で、安全、安心、快適に、学び、暮らし、働き、活動する社会

すべての人が、社会づくりに自由に参画し、みんなが利用しやすいものをみんなで作っていく県民（利用者）本位の社会

少子高齢化への対応や循環型社会の形成などの課題に的確に対応し、女性、高齢者などが社会の担い手としていきいきと活動し、環境への負荷も少ない社会

「はじめから」「すべての人に」という視点であらゆることを見つめ、県民（利用者）の立場で、少しでも利用しやすいものを追求し、新たな価値を創造し続ける社会

第3章 県の取組み

1 基本姿勢

第2章で掲げた目標の達成に向け、県では、次の5つの基本姿勢に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方を基本に据えた県づくりに取り組んでいきます。

基本姿勢1：トータルな施策展開

ユニバーサルデザインは、新たな世紀を切り開き、本当の意味での豊かさを実現するために欠かすことのできない重要な考え方です。

このため、ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、建物や製品などのハード面だけでなく、それを支える人々の意識、こころなどのソフト面も含めたあらゆる分野にわたり、また、事業の実施などの施策に直接関わるものから、資料の作成などの日常的な業務の進め方に至るまで、ユニバーサルデザインの考え方を幅広く取り入れていきます。

具体的には、県が行うすべての事務事業について、キーワードや5つの実現手法（P14～17）によって、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた適切な実施を図っていきます。

また、県が所管するすべての基準、制度、事業などについて、ユニバーサルデザインの視点から点検・見直しを進めていきます。

この場合、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを目指して、事業などの対象を可能な限りすべての人にまで拡大するとともに、それが困難な場合でも、特定の人を対象とした複数の事業などを総合的に実施することなどにより、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりにつながるものにしていきます。

基本姿勢2：みんなで作るユニバーサルデザイン社会

すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを実現するためには、実際に建物、製品、サービスなどを利用する人たちのニーズや不満などを徹底的に把握することが何よりも大切ですが、多様なニーズの把握のためには、原点に立ち返って、県民（利用者）と十分に意見交換を行うのがもっとも確実で効果的な手段です。

このため、ユニバーサルデザインを「すべての人のための（for all）」デザインであるとともに、「すべての人による（by all）」デザインと

捉え、意思決定に至るまでのプロセス・対話を重視した県づくりを進めていきます。

具体的には、施策の企画立案・実施後や施設整備の計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、施設などを実際に利用するさまざまな県民（利用者）から意見を聴き、そのニーズを的確に把握するとともに、一方的に意見を聴くことにとどまらず、対話という形で繰り返し意見交換をしていくことにより、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを実現していきます。

また、ユニバーサルデザインを本県全体で推進していくためには、県だけでなく、市町村、県民、事業者などによる主体的な取り組みが欠かせません。

このため、この指針を基に、市町村、県民、事業者などと連携・協働関係を築き、共通の理解・目標の下、力を合わせ、みんなでユニバーサルデザイン社会をつくっていきます。

基本姿勢3：PDCAサイクルなどによる施策の発展的な推進

ユニバーサルデザインは、今より少しでも利用しやすいものを目指す終わりなき取り組みであり、より多くの人により生活・活動しやすい環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて施策を常に点検・検証し、見直し・改善を行うことにより、時間の経過とともに取り組みが進化していくような仕組みの下で推進していくことが重要です。

このため、いわゆる「PDCAサイクル」の考え方にに基づき、

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて施策を企画立案し(Plan)

その施策を実行に移し(Do)

ユニバーサルデザインの視点で施策の実行状況を点検・検証し(Check)

ユニバーサルデザインを更に推進するために施策を見直し・改善する(Action)

というサイクルにより、ユニバーサルデザインを発展的に推進していきます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた取り組みを単発的な

もので終わらせるのではなく、県全体の更なる飛躍につなげていくため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた取組事例などを収集し、分析し、そこから得られたノウハウ（技術・知識）などを蓄積し、具体的な取組みに活用していくというサイクルにより、ユニバーサルデザインを発展的に推進していきます。

基本姿勢 4：モデル事業などによるスピード感のある推進

県における高齢化の状況や環境保全上の要請などを考えると、ユニバーサルデザインの推進は待ったなしの状況であり、施策の内容だけでなく、スピードが問われる段階に入ってきていると言えます。

このため、全体の条件が整うのを待って初めて実行に移すのではなく、モデル事業・モデル地区の手法を積極的に活用し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることが可能な事業・地区から先行的に実行に移し、そこで得られた成果やノウハウ（技術・知識）などを全体に広めていくなど、ユニバーサルデザインをスピード感を持って推進していきます。

基本姿勢 5：地域特性・環境などへの配慮

ユニバーサルデザインはすべての人に利用しやすいデザインですが、画一的なデザインを目指すものではありません。また、ユニバーサルデザインの考え方を地域に根付かせるためには、その地域の特性に合ったデザインにすることが必要です。

このため、ユニバーサルデザインを進めるに当たっては、画一的にならないよう留意し、豊かな自然や多彩な文化・伝統・特産物など地域の特性を生かし県民に長く愛される多様なデザインを目指していきます。

また、人にとっての利便性を追求するあまり、環境や景観を損なうことになれば、経済社会の持続的な発展は望めません。

このため、ユニバーサルデザインを進めるに当たっては、人だけでなく、魚や小鳥、草花などの動植物にもやさしい環境づくりとの両立を重視し、本県の豊かな自然環境や美しい景観、多様な生物の保護などに十分配慮したデザインを目指していきます。

2 分野別の取組み

県では、1で掲げた5つの基本姿勢に基づき、以下の7つの分野ごとの基本方向に沿って、計画的・体系的な推進を図っていきます。

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

(1) 考え方の普及啓発

現状と課題

平成13年度(2001年度)に実施した県政世論調査によれば、県民の4人に3人はユニバーサルデザインとは何かを知らない状況にあり、自分や周りの人が差別や人権侵害を受けた経験があると答えた人が、4人に1人を超えています。さらに、2割を超える県民が差別や人権侵害が増えているとする回答があります。

ユニバーサルデザインに関する県民の認知度が低いため、県民一人ひとりによるユニバーサルデザインの推進に向けた具体的な活動や、事業者によるユニバーサルデザイン製品(ユニバーサルデザインの考え方を取入れてつくられた製品)の開発・生産が活発化していません。

県民の中にユニバーサルデザインの考え方が無意識のうちに浸透している社会をつくっていくためには、何よりも先に県民に知ってもらうことが、ユニバーサルデザイン推進の前提となる最も基礎的な課題です。

施策の基本方向

ユニバーサルデザインは、従来「思いやり」という抽象的な言葉で表されてきた概念を、具体的にシステム化して社会で実現していこうとするもので、まさに「いのち・人権・人格の尊重」の具現化そのものであることから、あらゆる手段を活用して、県自らがユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に率先して取り組み、県民がユニバーサルデザインに関する情報や製品などに触れる機会を増やすことにより、認知度の向上を図ります。

NPO⁽⁷⁾をはじめとする民間団体やボランティアなど(以下「NPOなど」という。)が行うユニバーサルデザインの普及啓発に関する活動を積極的に支援します。

7 Non-Profit Organization(民間非営利組織)の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。

施策の具体例

ア 各種広報

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを有効活用するほか、広報誌、ホームページなどでの、ユニバーサルデザインの考え方、取組事例、製品などの紹介

ユニバーサルデザインに合致しているかどうかを簡単にチェックできるパンフレット（みんなのものさし）などの作成

ユニバーサルデザインに関する研修会、講演会、フォーラムなどの開催

ユニバーサルデザインに関するアイデアコンクールの開催

ユニバーサルデザインに関する出前講座の実施

県有施設での、ユニバーサルデザイン製品の展示・体験コーナーの設置

県主催のイベントなどでの、ユニバーサルデザインの考え方の導入・実践

イ 取組支援

NPOなどへの、ユニバーサルデザインに関する情報の提供

- NPOなどへの、ユニバーサルデザイン製品やパネルなどの貸出
- 事業者などへの、研修担当者の講演会等への参加の呼びかけ
- 事業者などへの、各種啓発資料の配付などによる情報提供

(2) 学ぶ機会づくり

現状と課題

一部の小中学校において、「総合的な学習の時間⁽⁸⁾」などにユニバーサルデザインを取り入れる試みが始まっていますが、子どもたちがユニバーサルデザインについて学ぶ機会が必ずしも十分とは言えず、引き続きその機会を増やしていくことが必要です。

教員一人ひとりのユニバーサルデザインに関する理解・知識がまだ十分ではありません。

県民全体に対しても、生涯学習・社会教育活動などの場でユニバーサルデザインを学ぶ機会を増やすことが必要です。

ユニバーサルデザインは、新たな世紀を切り開き本当の意味での豊かさを実現するために欠かせない重要な視点、考え方であり、感受性の豊かな子どもたちから自然にユニバーサルデザインの意識が育まれるような環境づくりを進めていくことが重要です。

施策の基本方向

学校教育において、ユニバーサルデザインの考え方や必要性などを学ぶ機会づくりやそのための環境整備を積極的に進めます。

子どもだけでなく、生涯の各期において、すべての県民が、家庭や生涯学習・社会教育活動などの場でユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりを積極的に進めます。

8 各学校が地域や学校の実態などに応じて、創意工夫を生かした横断的・総合的な学習を行う時間。

施策の具体例

ア 学校教育

ユニバーサルデザインに関する副読本などの教材の作成

学校教育において、「総合的な学習の時間」などへの、ユニバーサルデザイン、男女平等教育、環境教育、消費者教育、人権、点字、手話、多文化共生などの内容を取り入れた授業の推進

教員を対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施

(1(1)ア(P21)の再掲)

ユニバーサルデザインの学習プログラムの研究

- マスメディアを通じて得られる情報を主体的に使いこなす能力(メディア・リテラシー)や自分達の権利を適切に活用する能力(リーガル・リテラシー)の養成
- 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取組みの推進

イ 生涯学習・社会教育活動

大学、公民館などでの、ユニバーサルデザイン関連講座の開設の推進・支援

あらゆる場における人権の啓発活動の推進

- 家庭の教育力を高めるための両親学級や思春期の子を持つ親への講座の開設
- 参加、体験型の学習プログラムの開発提供
- 人権意識を育むための様々な体験活動の場の充実
- 人権啓発の教材や研修資料の整備
- マスメディアを通じて得られる情報を主体的に使いこなす能力(メディア・リテラシー)や自分達の権利について適切に活用する能力(リーガル・リテラシー)の養成(再掲)
- 地域での男女共同参画を促進するための人材の育成
- 高齢者が積極的に活動できる機会や場の提供
- 多文化共生意識を育むための学習機会の提供の促進

(3) 核となる人材・組織づくり

現状と課題

- ユニバーサルデザインを実践し、地域においてユニバーサルデザイン推進の核となる人材がまだ十分に育っていません。
- 行政を直接担う職員自身のユニバーサルデザインに対する理解がまだ十分でなく、県の各行政組織内で先頭に立ってユニバーサルデザインの施策を推進するリーダー的な人材もこれから育てていく段階です。

ユニバーサルデザインの普及・推進の母体として、ユニバーサルデザインに関する情報・事例の収集・発信、調査研究、各主体の取組支援などを集中的・専門的に行う組織についても、まだ十分に育っているとは言えません。

ユニバーサルデザインの考え方や取組みがどれだけ県内に浸透・定着していくかは「人の力」やその集合体としての「組織の力」にかかっており、推進の核となる人材・組織づくりを進めていくことが必要です。

施策の基本方向

大学などと連携し、地域において、県とともにユニバーサルデザインを先頭に立って推進する人材を育成するとともに活動を支援します。

ユニバーサルデザインに関する職員の理解・意識の向上を図るとともに、リーダー的な人材の育成を図ります。

ユニバーサルデザインの普及・推進の母体となる組織づくりを進めます。

施策の具体例

ア 人材づくり

大学などでの、ユニバーサルデザインに関する公開講座の開設の推進・支援

職員や教職員を対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施（１（１）ア（p23）の再掲）

○ 地域で中核となって活躍する人材を養成するための講座の開設及び活動支援

県の各組織に配置したユニバーサルデザイン推進リーダーによる職員への指導・助言や県民への普及啓発、情報の収集・提供

○ 民間企業等における人権教育、啓発を推進する担当者の育成を支援するための研修会の開催（再掲）

○ さまざまな分野で活躍できる女性の人材育成の推進

イ 組織づくり

NPOなどへの、ユニバーサルデザインの推進に関する活動やそのネットワーク化に対する支援

大学などへの、ユニバーサルデザインに関する調査研究の委託
ユニバーサルデザインについて、情報収集、調査研究、普及啓発などを集中的・専門的に行うセンター機能の設立の検討も含め、その普及・推進の母体となる組織づくりの推進

2 こころのユニバーサルデザイン

(1) 人権への“気づき”

現状と課題

- 子どもや高齢者などに対する残忍な殺傷事件に見られるように、生命（いのち）が軽んじられたり、本来人類に普遍的な課題であるはずの人権問題に対する無関心や放置などの風潮が見られます。
- 生命の尊厳や性に関する知識が必ずしも十分であるとはいえないため、いのちに対する意識が低く、未成年者の人工妊娠中絶や性感染症などが年々増加傾向にあります。
- 賃貸住宅の入居やサービス機関の利用の面などで、外国籍住民をはじめ感染者、高齢者、女性などが差別的な扱いを受ける例が散見されます。
- 犯罪被害者やその家族が、プライバシーの侵害などにより、精神的なストレスに苦しんでいる例が指摘されています。
高齢者や障害者に利用を限定する必要のないエレベーターなどに「障害者マーク」などの表示がなされているため、高齢者や障害者以外の人にとって利用しにくいものになっているほか、障害者などに対する差別や偏見を助長し、障害者などの尊厳を知らず知らずのうちに傷付けているとの指摘があります。
- 「障害」の「害」の字など、普段何気なく使っている言葉の表記や表現が、障害者やその家族などの気持ちを知らず知らずのうちに傷つけているとの指摘があります。

施策の基本方向

- いのちの尊さや自己も相手も一人ひとりがかげがえのない存在であることが実感できるよう、いのちの大切さを気づく機会づくりを進めます。
- 性に関する知識の普及啓発を通じて、若者の心身の健全育成を図ります。
- 人権をめぐる様々な課題について啓発を図りながら、「気づくことの大切さ」について意識づくりを進めます。
エレベーターなどに見られる「障害者マーク」について、将来的には表示しなくても高齢者や障害者などが普通に生活・活動できるよう、当面、その表示の内容・場所の適正化を進めます。
- 障害者に対する差別や偏見をなくすとともに、障害者の人権をより一層尊重する観点から、当事者に不快な感情を与え、差別や偏見を助長するおそれのある行政用語について、その見直しなどの検討を進めます。

施策の具体例

ア いのちの大切さに気づく機会づくり

- こどもたちの豊かな個性や創造性を育む各種施策の推進や人権カレッジ⁽⁹⁾の立ち上げ
- 思春期にある若者に対する望まない妊娠の防止や父性・母性の涵養など、性やいのちに対する意識の醸成
- 性教育指針(仮称)の作成、性教育に関する児童生徒用教材の作成
- あらゆるいのちを育む環境についての体験を通じた学習機会の充実
- 介護を必要とする高齢者が尊厳を持って暮らしていけるための取り組みの推進
- 終末期にあって死に対する十分な自覚が持てるような学習や生きることの大切さを十分認識できるような生命(いのち)尊重の教育の充実
- あらゆる暴力から女性や子どもを守るための暴力防止に関する理解の促進や意識改革のための啓発活動の推進
- 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取り組みの推進(再掲)
- 子どもが生命(いのち)を大切にする心、他人の痛みを想像できる心を育むための体験活動などの環境づくりの推進
- 少年非行防止対策の推進

9 地域社会において人権教育、人権啓発を推進する核となる人材を育成するための講座をいいます

イ 差別・偏見の解消

○ ホテルや賃貸住宅の経営者などを含めた各種サービスを提供する者を対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施(1(1) ア(P23) の再掲)

○ 犯罪被害者やその家族のプライバシーの侵害問題などを含めた広い人権教育・啓発の推進

NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を再検討するなど、その表示の適正化の推進

障害者に対する差別・偏見の解消や人権尊重の観点から、当事者に不快な感情を与え差別や偏見を助長するおそれのある行政用語の見直しの検討、法令や助成制度などにおける用語の見直しの国への働きかけ

米国のADA法(障害を持つ米国人に関する法律)^(10)を参考にした、障害者への差別を禁止するための方策の検討

ともに学ぶ教育の推進などによる障害者への差別や偏見の解消

○ 患者・感染者や心の病を持つ方などに対する差別や偏見が起きないための正しい知識の普及・啓発

10 ADA [Americans with Disabilities Act Of 1990] 米国において、障害者の完全な人権と平等を実現するために、障害者の社会参加に対するあらゆる差別を禁止した法律。

(2) こころの教育等

現状と課題

県では、これまで男女共学の推進に力を入れてきたところですが、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育については、教える人や施設の面での課題があり、男女共学と比べて取組みが後れています。

このため、障害のある子どもとない子どもが普段触れ合う機会が少なく、子どもたちがお互いを理解し合う活動の推進が課題となっています。

経済的な効率性や合理性を追い求めるあまり、社会全体で、相手を思いやる気持ちや結い(助け合い)の精神⁽¹¹⁾が失われつつあるとの指摘があります。

感受性が豊かな子どもころから人の多様性を自然に受け入れ、相手を思いやる気持ちを持てるよう、ともに学ぶ教育環境などの整備を進めるとともに、あらゆる機会を活用して結いの精神を醸成していくことが必要です。

施策の基本方向

障害の有無などにかかわらず、すべての子どもが地域の中でともに学ぶことができるよう、ハード・ソフト両面にわたって教育環境の整備を進め、ともに学ぶ教育を推進します。

子どもだけでなく、すべての県民が、生涯学習・社会教育活動などの場でともに学ぶ機会づくりを積極的に進めます。

あらゆる機会を活用して、相手を思いやる気持ちや結いの精神の醸成を図ります。

11 困った人がいれば、地域の人みんなが助け合う相互扶助の精神。労働力だけでなく精神的にも助け合う共同体の精神を言います。

施策の具体例

ア ともに学ぶ教育

ともに学ぶ教育環境の整備のための、小・中・高の教員に対する特別支援教育⁽¹²⁾に関する研修の充実や盲・聾・養護学校の教員免許状の取得推進、盲・聾・養護学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実、地域の学校におけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備の推進

外国人児童、帰国児童などに対する特別授業の充実、教育補助者・相談員の充実

イ ともに学ぶ生涯学習・社会教育活動

すべての人がともに学ぶ生涯学習の充実のための、県民カレッジ⁽¹³⁾の開設

大学、公民館などでの、ユニバーサルデザイン関連講座の開設の推進・支援

あらゆる場における人権の啓発活動の推進（再掲）

○ 家庭の教育力を高めるための両親学級や思春期の子を持つ親への講座の開設（再掲）

○ 参加、体験型の学習プログラムの開発提供（再掲）

○ 人権意識を育むための様々な体験活動の場の充実（再掲）

○ 人権啓発の教材や研修資料の整備（再掲）

○ マスメディアを通じて得られる情報を主体的に使いこなす能力（メディア・リテラシー）や自分達の権利について適切に活用する能力（リーガル・リテラシー）の養成（再掲）

○ 地域での男女共同参画を促進するための人材の育成（再掲）

○ 高齢者が積極的に活動できる機会や場の提供（再掲）

○ 多文化共生意識を育むための学習機会の提供の促進（再掲）

ウ 結い（助け合い）の精神の醸成

自動車・自転車の適切な駐車・駐輪など、思いやりのある交通マナーの実践や交通安全意識の向上

高齢者・障害者疑似体験活動の促進

○ 不登校やいじめを起こさないための家庭、地域と連携した取り組みの推進（再掲）

○ 子どもが生命（いのち）を大切にできる心、他人の痛みを想像できる心を育むための体験活動などの環境づくりの推進（再掲）

-
- 12 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等の特別な支援を必要とする子どもたちに対して、適切な教育や指導を行うこと。
 - 13 県内にある様々な学習機会を体系化して県民に提供する、県全域を対象とした新しい総合的な学習サービス提供システム。

(3) さまざまな交流

現状と課題

地域としての連帯意識が希薄化し、世代を超えた交流の機会が減っているため、ともに支えあう地域社会が失われつつあります。

地域や国籍を超えた交流や事業者（作り手）と利用者（使い手）の交流が少ないことが、地域経済の活性化や新たな価値・文化の創造が十分に実現されない原因の一つになっています。

障害のある人となない人との交流が少ないことが、障害に対する誤解を生み、障害者に対する差別や偏見が社会全体に依然として残っています。

ともに支えあう地域社会の再生、人の多様性を受け入れ一人ひとりを大切にする社会の形成の観点はもちろん、地域経済の活性化や新たな価値・文化の創造の観点からも、さまざまな人の交流を進めていくことが必要です。

施策の基本方向

世代、地域、国籍、障害などの違いを超えた、さまざまな人による交流の活発化に積極的に取り組みます。

公共施設を積極的に開放するなど、さまざまな人の交流を促進するための環境づくりを進めます。

施策の具体例

ア 世代・地域・国籍・障害などを越えた交流

青少年とそれ以外の世代など、世代を超えたすべての人の交流の推進

老人福祉施設と児童福祉施設の併設や、学校施設の余裕教室の活用などによる高齢者と子どもの交流の推進

保育所、幼稚園、小・中・高校、盲・聾・養護学校、福祉施設間の相互交流や地域住民などとの交流の推進

グリーン・ツーリズム⁽¹⁴⁾活動による都市住民と農村住民の交流の促進

出前講座の実施や国際交流員⁽¹⁵⁾の招致などによる多文化共生意識の醸成、さまざまな国の人との交流の推進

事業者（作り手）と利用者（使い手）の交流の推進

○ 県民の翼の参加者と現地の住民との交流の促進

○ 男女平等の視点での国際交流事業の推進

イ 交流促進の環境づくり

スポーツや祭りなどを通じた、すべての人の交流の推進

すべての人の交流の拠点としての、公民館、学校などの公共施設の積極的な開放と開閉時間の弾力的な運用

すべての人の交流の促進のための、ボランティア・コーディネーター⁽¹⁶⁾の養成や託児サービスへの配慮

○ 高齢者が積極的に活動できる機会や場の提供（再掲）

14 緑豊かな農山漁村地域において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

15 語学指導などを行う外国青年招致事業に参加し、地方公共団体で国際交流事業に従事する外国青年。単に語学指導のみならず広く地域社会の国際理解に貢献しており、帰国後は母国と日本との架け橋として活躍しています。

16 生涯学習によって得られた知識や技術をボランティア活動に活かしたいという人に対して、活動できるようにコーディネート（仲介、情報提供、カウンセラー）する人。

3 暮らしのユニバーサルデザイン

(1) 日常生活

現状と課題

地域や家庭における人間関係の希薄化やストレスの増大などを背景に、DV（ドメスティック・バイオレンス）⁽¹⁷⁾、児童・高齢者、障害者、ホームレスなどへの暴力や虐待、ひきこもり⁽¹⁸⁾、不登校などが深刻な社会問題となっています。

障害者に対する差別や偏見が社会全体で根強く残っていることなどから、生まれ育った地域や市街地で安全に安心して暮らすことが困難な状況にある人もいます。

○ 患者に対する十分な治療の説明を求める声があるほか、死にゆく患者の尊厳に配慮したケア中心の終末期医療の一層の充実も指摘されています。

○ 食品や医薬品などに関する不祥事の頻発などにより、県民の日常生活の安全に対する不安が増大しています。

身近な地域での犯罪の増大・凶悪化、高齢者や障害者を取り巻く財産権の侵害など様々な問題が発生しています。

○ 感染者や障害者などのプライバシーの侵害や介護保険施設等において安全確保の理由で身体拘束が行われたりした事件が報じられるなど、当事者の生活の質が十分に確保されない問題がおこっています。

○ 経済効率優先の論理による乱開発、汚染物質の排出、地域社会の崩壊、人間性教育の欠如などにより、代々引き継がれてきた美しい景観や自然環境をはじめ、知恵や教養、文化、哲学などの社会環境が失われつつあります。

○ あらゆるいのちを育む豊かな自然や良好な環境との触れ合いによる潤いとやすらぎを求める声が年々高まる中、環境問題を引き起こしているさまざまな社会背景等を理解し、次世代へ伝承する仕組みづくりが求められています。

17 夫や恋人など親密な関係にある男女間の暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内弱者への暴力を指します。

18 90年代に社会的に注目されるようになった、人間関係の拒絶・社会参加の拒絶などの特徴をもつ現象。当初は不登校などの児童生徒について言及されていましたが、近年は若者についても指摘されることが多くなっています。

- 女性の特有の症状や健康の悩み、妊娠出産などについて、きめ細かな相談や治療を求める声が強くなります。
- 高齢者や障害者、外国籍住民、女性などにとって、賃貸住宅に関する情報が十分でないことから、入居が困難な事例が見られます。
- 犯罪被害者やその家族が直接的な被害に加え二次的な被害にあったり、自殺者の遺族が心の傷を負いながら周囲からの非難を感じるなど二次的な問題が発生しており、また、セクシュアル・ハラスメント⁽¹⁹⁾やストーカー行為⁽²⁰⁾などの暴力により、多くの女性が精神的ダメージを受けるなど深刻な問題に直面している事例も指摘されています。
- 障害のある者同士や悩みを持つもの同士が身近なところで語り合う場や機会が必ずしも十分ではありません。
さまざまな人権侵害に対する相談は、それぞれの個別課題ごとに窓口を設置し対応していますが、相談内容の複雑・多様化に対して、個別機関の充実と関係機関の連携による迅速かつ適切な対応が求められています。

19 他の者を不快にさせる性的な言動。性的いやがらせ。言葉や行為による性的な働きかけだけでなく、人格を傷つける言動もこれにあたります。

20 同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいいます。

施策の基本方向

DV、児童・高齢者、障害者、ホームレスなどへの暴力や虐待、ひきこもりなどを防止するとともに、これらの新たな課題に迅速・的確に対応できる仕組みづくりを進め、また不登校問題に対する施策の一層の充実を進めます。

障害者が、自らの意思に基づき、生まれ育った地域や市街地でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

- 患者主体の医療が推進されるよう、インフォームド・コンセントの普及を推進します。
- 感染者等に対する理解が十分でないことが差別や偏見を助長する原因となっていることから、県民への正しい知識の普及啓発を進めます。
- 安心して終末期を過ごせるよう、終末期医療の普及・充実や医療・介護・福祉が一体となった支援サービスのネットワークを図ります。
食品・医薬品などに対する信頼の確保や防犯体制の強化、高齢者や障害者の財産権の侵害などからの保護など、県民の生活の安全を守るための環境づくりを進めます。
- プライバシーが保護され、安全、安心な介護サービスや十分な医療ケアを受けられるなど、だれでもどこでもより質の高い生活を送られるよう、環境づくりを進めます。
- 自然環境も社会環境も含めた良好な人間の生存環境を、世代間の負担の公平も考え、将来の世代へ引き継ぎます。また、経済的な価値で評価を受けない教養や文化など知的な資産についても継承を進めます。
- 環境問題に対する正しい理解と認識の向上を図るとともに、循環型社会を構築できる人材を育成するなど、次世代が安心して生活できる仕組みづくりを推進します。
- 医療機関において女性特有の症状や健康に対する悩みなどに応じるための体制整備を進めます。

- 悩みを持つ仲間同士によるピアカウンセリング^(21)の実施や個別課題ごとに対応している相談機関の体制を充実するほか、複雑・高度化するさまざまな相談に迅速・柔軟に対応するため、機関同士のネットワーク化を図り、体系的・総合的な相談支援救済体制を構築します。
- 虐待や犯罪の増大などの社会問題に的確に対応した日常生活の安全を維持する仕組みづくりを進めます。
- 被害に遭われた方や自殺により遺された家族の方々、賃貸住宅をはじめ日常生活に関するさまざまな問題を抱える高齢者や障害者、外国籍住民、女性などに対して、情報の提供や助言等の支援を行います。

施策の具体例

ア 安全・安心の確保

DV、児童・高齢者、障害者、ホームレスなどへの暴力や虐待、ひきこもりなどの発生予防、早期発見、アフターケアなどに対する総合的な対策の確立と不登校対策の充実

障害者が地域で暮らすためのグループホーム^(22)などの住まいの確保やホームヘルプサービスなどの在宅生活への支援

- 感染者等が地域において安心して生活できるよう、県民への正しい知識の普及啓発の実施

インフォームドコンセントの徹底など、患者サービスの向上に向けた病院などでの取組みの推進

- 死にゆく患者の尊厳に配慮した終末期医療の普及・充実及び関係機関による支援サービスのネットワーク化の促進

食品、医薬品などのわかりやすく、適正な表示に関する指針の普及の推進

- 財産権の侵害などから高齢者や障害者を保護する取組みや成年後見制度の活用促進

防災ボランティア^(23)や市町村と連携した地域安全活動の推進
環境設計^(24)による犯罪のないまちづくりの推進

新たな保健医療福祉計画の策定などによる、保健・医療・福祉の各分野における施策の連携強化

- 介護保険施設等における身体拘束の廃止の取組みや家庭的な生活のリズムを尊重した少人数単位の介護（ユニットケア）の推進

- 医療機関における女性専門外来の設置の推進

- 地域において安心して暮らせるセーフティネットづくり（ 25 ）
のための各種施策の推進
- 子どもの健全育成に有害な社会環境の改善
- 外国籍住民が安心して生活をおくるための環境の整備及び情報の提供

-
- 21 ピア（Peer）という言葉は、「仲間」「対等」の意味で、共通の経験と関心にもとづいた仲間同士の相互支援活動をいいます。
 - 22 地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建など）において、複数の障害者が一定の経済的負担により共同で生活する形態。欧米で広く定着しており、日本でも設置が進んできています。
 - 23 被災者の避難生活支援などを目的として無償で活動する個人または団体。
 - 24 道路、公園等の公共施設の配置や住居構造設備などのハード面においてあらかじめ犯罪の起こりにくい環境を設定する考え方。
 - 25 安全網を準備する意味で使われることが多く、社会的安全網、安全策又は安全を保証する考え方で、具体的には万一の事故や予期せぬ不幸な事象による被害を防いだり、例え被害を受けてもその損害を最小限にし、かつその損害に対する補償を用意しておくことなどを言います。

イ 未来の世代の安全・安心の確保

- 未然防止の視点にたった「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」や将来にわたって環境を保全する「福島県野生動植物の保護に関する条例」等による、推進に対する住民への周知徹底及び保全の推進
- 高齢者の豊富な経験や知識を生かし、子世代の育児不安の軽減や孫世代の豊かな情操形成の推進
- 子育て環境づくりの推進
- 体験を伴った環境学習の機会の充実と環境教育を指導できる指導者の養成

ウ 相談・救済・情報提供の充実

犯罪被害者やその家族に対するこころのケアや加害者への対策の充実による再発防止などの推進

- 当事者同士によるピアカウンセリングの充実
だれもが安心して相談できる警察の総合相談窓口の充実
DVなどの関係機関の連携の強化、女性のための相談支援センター（²⁶）の機能の充実
保健・医療・福祉・教育などの関係機関とのちの電話をはじめとする民間団体やNPOなどとの連携による人権に配慮した相談支援救済ネットワークの整備の促進
- 日常生活に欠かせない情報はもとより、保健、医療、福祉、防災などの情報の複数の外国語表記の実施
- 高齢者や障害者、外国籍住民、女性などへの賃貸住宅に関する情報をはじめ、日常生活に関わる当事者のニーズを踏まえたさまざまな情報の提供促進
- 虐待を受けたこどもに対する適切なケアの推進
- 少年非行防止対策の推進（再掲）
- 障害者の権利擁護のための相談体制の充実

26 配偶者からの暴力による被害者の保護・自立への支援を図るための業務を行う施設。殴る蹴るといった暴力のほか、精神的な暴力の相談、カウンセリング、一時保護、各種情報の提供などを行っています。

(2) 働く場

現状と課題

労働条件が、さまざまな人が働くことを考慮したものになっておらず、また、昨今の景気低迷の中で、その改善も進んでいません。

少子高齢化の進展や人々のライフスタイル・就業意識の変化などに対応した労働条件の整備が進んでいません。

高齢者、障害者、女性や育児中の人などが働く場が十分に確保されておらず、また、昨今の景気低迷の中で、雇用情勢がますます厳しさを増してきています。

人がその生涯、特に社会人としての時間の多くを過ごす職場のユニバーサルデザイン化は重要な課題であり、すべての人にとって安全・安心で働きやすい労働条件を整備していくことが必要です。

また、多様なニーズを考慮した製品、サービスの提供が求められる中、企業の商品開発能力を高める観点からも、すべての人に働きやすい労働条件を整え、これまで以上に高齢者、障害者や女性などを積極的に雇用していくことが重要です。

施策の基本方向

事業主を対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

働く意欲のある高齢者、障害者や女性をはじめ、患者・感染者、失業者、矯正施設等からの出所者、ホームレスなどすべての人を支援するとともに、働きやすい労働条件の整備を支援します。

少子高齢化の進展や人々のライフスタイル・就業意識の変化などを踏まえ、労働条件の整備を支援します。

障害者の自立の支援だけでなく、障害に対する差別や偏見の解消、多様なニーズを考慮した商品開発の推進を図る意味でも、障害者の雇用の推進に役立つ施策を積極的に進め、事業主の意識の変革を促します。

施策の具体例

ア 普及啓発

事業主を対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施
(1 (1) ア (p23) の再掲)

- 男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりのための普及啓発の推進

イ 研究開発

フレックスタイム^(27)、ワークシェアリング^(28)の推進など、
少子高齢化の進展や人々のライフスタイル・就業意識の変化など
を踏まえた労働条件の在り方の研究

ウ 基準などの作成・見直し

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた労働条件の事例集
の作成

県の物品購入などの契約の指名において社会貢献度（障害者雇
用の状況など）を考慮

エ 就業機会の確保

- 働く意欲のあるすべての人を支援するための就業に関する情報提供、相談、講習会等の充実

27 定時に出勤退社するのではなく、ある時間幅をもたせて労働者が自由に勤務時刻を決定できる制度。コアタイム（勤務が義務づけられている時間帯）が設定されているのが一般的です。

28 雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うもの。雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すものです。

(3) 社会参加

現状と課題

国が所管する資格免許等において、障害などを理由とする欠格条項が定められ、機会平等が制限されているものがあり、現在国で撤廃・見直しが進められています。

県が所管する資格免許等において、障害などを理由とする欠格条項が定められているものはありませんが、県の職員などの採用試験において一部の障害者の受験機会が制限されていることがあります。

障害者、外国人、女性や育児中の人などが社会参加をしようとしても、地域や職場などにおけるしきたりや役割分担の固定化、理解不足や支援体制の未整備などにより、実現できない例が見られます。

性別や国籍の違いなどにかかわらず、すべての人が平等に参加できる社会の実現を図るためには、性同一性障害者の戸籍上の性別変更要件の問題や外国籍住民の住民票への不記載の問題、非嫡出子の法定相続の問題など、さまざまな人権課題があります。

○ 県の意識調査（平成11年（1999年））によると、女性の望ましい生き方として期待される活動の場の多くが家庭中心で、ほとんどの分野で男性に比べて社会活動への参加が少ない状況となっています。

○ 住民と行政との距離が大きく縮まるなか、行政と住民とがともに協力し合いながら、地域づくりを進めていく仕組みや手法の充実が求められています。

施策の基本方向

障害の有無などにかかわらず、資格免許・採用の試験などについて、特段の理由がある場合を除き、すべての人が平等に受験・参加できる環境づくりを進めます。

審議会や県が主催する講演会などに、障害者、外国人や育児中の人などが参加・傍聴しやすい環境づくりを進めます。

- 審議会などの委員への障害者、外国人や女性の積極的な登用を進めます。
- 時代の流れにより人の意識が変化し、昨今では、差別の助長につながっている慣習や疑問に感じる様々な制度について、見直しを含めた環境整備に努め、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、各個人がともにその能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。
- 女性のエンパワーメント⁽²⁹⁾を推進し、意思決定過程への男女の共同参画の拡大を進めます。
- 県の重要な施策にだれもが意見を述べることのできる「うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）」を実施します。

29 個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

施策の具体例

ア 社会参加を妨げる社会制度・慣習等の見直しと環境整備

可能な限りすべての人が公務員・教員などの採用試験を受けられるよう、視覚障害者や聴覚障害者などに対する職域の開拓や試験の実施方法の在り方などの検討

審議会や県主催の講演会などでの、外国語通訳、手話通訳、パソコン要約筆記⁽³⁰⁾や託児室の設置など、障害者、外国人や育児中の人参加・傍聴しやすい環境づくりの推進

県民の参加を得て実施する県のすべての事業について、精神障害者を含めたすべての人の参加を可能とするための検討

日本語教室の実施による、外国人の社会参加のための環境整備
育児中の人参加しやすい環境づくりを推進するための育児における男女共同参画の推進や地域での子育てに対する理解促進のための普及啓発の実施

障害等を理由とする欠格条項の撤廃・見直しの国への働きかけやさまざまな人権を侵害する法制度に対して、社会の理解を得るための正しい知識の普及・啓発の推進

- 家庭、地域、職場などにおける、男女に不平等なしきたりや役割の固定化、婚姻に伴う様々な慣習などの見直しの促進
- 公文書等における不必要な性別記載欄の撤廃の推進

イ 様々な人の意思決定過程への参画

市町村への、男女共同参画に関する条例・計画策定への支援
審議会などの委員への、女性や障害者や外国人の登用の推進

- 女性の能力の開発（エンパワーメント）の推進
- 女性の職域拡大や能力活用、管理職への登用など積極的改善措置の実施
- パブリックコメントの実施による、すべての人が県施策へ参加する機会の推進

30 人が話している内容を要約してパソコンに入力すること。一般的には、要約したものをその場でスクリーンなどに映し出して文字として見せることを言います。

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(1) まち全体

現状と課題

まちは、不特定多数の人が多様なサービスを求めて訪れ、利用するところですが、モータリゼーション⁽³¹⁾が進展する中で、人中心ではなく、車中心の視点で都市基盤整備が進められてきたため、居住人口、都市機能が拡散する一方で、中心市街地の空洞化が進み、人が集まる場としての魅力が乏しくなっているところがあります。

施設の整備計画などにおいて、県民（利用者）の声を聴取するための期間が十分に織り込まれていないことがあるなど、県民の声が十分に把握・反映されたまちづくりになっていない例が見られます。

これまでも、地区全体の連続的・一体的な整備という視点から個々の施設のバリアフリー化に取り組んできましたが、多大な時間と経費がかかるため、まち全体として見れば、高齢者や障害者を含めたすべての人に利用しやすいまちになっているとは言えません。

案内板の文字が小さく読みにくい、日本語以外の表記がない、音声案内、点字案内がないことなどから、高齢者、障害者、外国人、観光客などがまちなかで迷う例が見られます。

まちは、人が暮らし、働き、楽しむための基盤となる場であり、高齢化・国際化の進展なども踏まえ、交通、公共・公益施設、公園、住宅、商店街などのそれぞれについて、連続性・一体性を考慮しながら、だれもが利用しやすいように整備していくことが必要です。

31 自動車が生活の中に深く入り込んでいる状況。

施策の基本方向

まちづくりの関係者を対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

だれもが利用しやすいまちづくりを実現するため、まちづくりに県民（利用者）の意見を随時反映させる仕組みづくりを進めます。

「車中心のまちづくり」から「人中心のまちづくり」へという発想の下、安全・安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向け、まち全体の連続的・一体的な施設整備などを進めます。

文字の大きさ、色彩、配置などを総合的に考えたサイン⁽³²⁾計画を進めます。

施策の具体例

ア 普及啓発

まちづくりの関係者を対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施（1（1）ア（P23）の再掲）

地域固有の案内表示などに使用するための、わかりやすいマーク、サインの募集

イ 研究開発

人と車の共存の在り方についての研究

32 しるし、符号、合図など伝えたいことを記号として示したもの、あるいはその情報。記名サイン、誘導サイン、案内サイン、説明サイン、規制サインなどがあります。

ウ 施設などの整備

「標準案内用図記号ガイドライン」⁽³³⁾(平成13年(2001年)交通エコロジー・モビリティ財団)を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示の推進

歩道を安全で快適なネットワークとするための整備の推進

まちの快適性を向上させるための、ベンチ、木陰などの休憩スペースやすべての人が快適に使える「みんなのトイレ」⁽³⁴⁾などの整備の促進

まちの安全性を向上させるための、信号機の改良、道路標識などの設置場所の工夫などの推進

エ 県民参加

計画の企画立案・実施後や施設整備の計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくり

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮

NPOなどによる施設などのユニバーサルデザインチェック⁽³⁵⁾への支援

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定

NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を撤去するなど、その表示の適正化の推進(2(1)イ(P35)の再掲)

33 交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設などの国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるものを示すことを目的として、平成13年3月に交通エコロジー・モビリティ財団が策定したガイドライン。125種類の図記号が定められています。

34 車いすの人や赤ちゃんを連れた人をはじめ、だれもが利用できるように設計されたトイレ。

35 より暮らしやすいまちづくりやサービスの提供などへ役立てるため、利用者の視点からまちやサービスなどの現状の問題点や今後の改良点などをチェックすること。

(2) 交通

現状と課題

電車、バス、タクシーなどの公共交通機関は、不特定多数の人が利用するものですが、導入する車両の種類や運行システムの変更などについて、利用者の声が十分に把握・反映されていない例が見られます。

駅におけるエレベーターの設置やノンステップ型の低床バスの導入が十分でないなど、高齢者、障害者、妊娠中の女性、子ども、旅行者をはじめ、すべての人にとって利用しやすい公共交通システムが実現できていません。

異なる公共交通機関相互の運行ダイヤなどについて十分な連携が図られていないため、利用者の円滑な移動が十分に確保できていないことがあります。

一人ひとりが誇りを持っていきいきと生活・活動するためには、だれもが自らの意思に基づき自らの力でどこにでも移動できるという基礎的条件を整えることが必要であり、高齢化・国際化の進展なども踏まえながら、連続的・一体的な整備を進め、円滑な移動環境を確保していくことが必要です。

施策の基本方向

交通事業者などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

だれもが安全・安心に利用できる公共交通システムの構築に向け、県民（利用者）、各交通事業者、行政の三者が連携して、地域の実情に応じた円滑な移動環境の整備を進めます。

施策の具体例

ア 普及啓発

交通事業者などを対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施（１（１）ア（P23）の再掲）

イ 研究開発

バス、電車、タクシーなどの公共交通機関の総合的な整備の在り方についての研究

ウ 施設などの整備

「標準案内用図記号ガイドライン」（平成13年(2001年)交通エコロジー・モビリティ財団）を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示の推進（４（１）ウ（P50）の再掲）

だれもが円滑に移動できるまちづくりのための、駅におけるエレベーターの設置の促進やノンステップ型の低床・低公害バスの導入などへの支援

エ 県民参加

県民、交通事業者、行政などからなる協議会の設置や活性化の推進など、各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、住民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくり（４（１）エ（P50）の再掲）

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮（４（１）エ（P50）の再掲）

NPOなどによる駅などのユニバーサルデザインチェックへの支援（４（１）エ（P50）の再掲）

オ その他

モデル事業・モデル地区の設定（４（１）オ（P50）の再掲）

NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を再検討するなど、その表示の適正化の推進（２（１）イ（P31）の再掲）

(3) 公共・公益施設

現状と課題

公共・公益施設は、公共・公益サービスの享受を目的として、不特定多数の人が利用するものですが、計画・設計・完成後などの各段階において、県民（利用者）の声が十分に把握・反映されていない例が見られます。

既存施設については、段差が改善・解消されていない、案内表示がわかりにくいなど、だれもが安全・安心で快適に利用できるものになっていないものが多いです。

県有施設については、「人にやさしいまちづくり条例」^(36)などバリアフリーの観点で規定された基準を満たすレベルでの整備を進めてきましたが、ユニバーサルデザインの視点からの整備がなされていない施設も見られます。

公共・公益施設は、日常的にさまざまな人が頻繁に利用するものであることから、高齢化・国際化の進展なども踏まえ、さまざまな人の利用に十分配慮した整備を進めていくことが必要です。

施策の基本方向

公共・公益施設を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

だれもが利用しやすい公共・公益施設となるよう、その整備に当たって県民（利用者）の意見を随時反映させる仕組みづくりを進めます。

だれもがアクセスでき、安全・安心で快適に利用できる公共・公益施設の整備について、県自らが率先して進めます。

36 高齢者や障害者などに配慮したやさしいまちづくりをより一層進めるため平成7年3月に制定された県の条例。人にやさしいまちづくりの基本理念や県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、必要な施策の推進を図ることとしています。

施策の具体例

ア 普及啓発

公共・公益施設を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象としたユニバーサルデザイン研修会の実施（１（１）ア（P23）の再掲）

配慮が行き届いた病院、学校、商店などの表彰

イ 基準などの作成・見直し

ユニバーサルデザインの観点も考慮した「人にやさしいまちづくり条例」などの見直し

ウ 施設などの整備

「標準案内用図記号ガイドライン」（平成13年(2001年)交通エコロジー・モビリティ財団）を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示の推進（４（１）ウ（P50）の再掲）

公共・公益施設の利便向上のための、段差の改善・解消、「みんなのトイレ」の設置などの施設整備の推進

施設の新設に当たって、交通の便や他の公共・公益施設との近接性なども考慮

エ 県民参加

計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくり（４（１）エ（P50）の再掲）

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮（４（１）エ（P50）の再掲）

NPOなどによる施設のユニバーサルデザインチェックへの支援（４（１）エ（P50）の再掲）

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定（４（１）オ（P50）の再掲）

NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を差検討するなどその表示の適正化の推進（２（１）イ（P31）の再掲）

(4) 公園などの憩いの空間

現状と課題

公園、森林、河川、海岸などの憩いの空間は、人々の疲れをいやし、ゆとりやうるおいを与える貴重な場所であり、不特定多数の人がさまざまなものを求めて利用するものですが、計画・設計・完成後などの各段階において、県民（利用者）の声が十分に把握・反映されていない例が見られます。

段差が改善・解消されていない、案内表示がわかりにくい、トイレが清潔でないなど、だれもが安全・安心で快適に利用できるものになっていないことがあります。

観光地において、地元の人にはわかっていても、初めてその地を訪れる人にとっては、施設の配置などがわかりにくく、十分に楽しむことができない例が見られます。

公共の場の中でも、特に公園などの憩いの空間については、利用者によって求めるものがさまざまであることから、県民（利用者）の意見をきめ細かく把握・反映する、県民による主体的な管理を行うなどにより、すべての人に利用しやすい空間の整備・管理をきめ細かく進めていくことが必要です。

施策の基本方向

憩いの空間を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。
だれもがアクセスでき、安心してくつろげる空間の整備を進めます。

だれもが利用しやすい憩いの空間の整備・管理を実現するため、県民（利用者）の意見を随時反映した空間の整備や、県民による主体的な空間の管理を行うための仕組みづくりを進めます。

施策の具体例

ア 普及啓発

憩いの空間を設置する人、設計する人、施工する人、管理運営する人などを対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施（1（1）ア（P23）の再掲）

イ 施設などの整備

「標準案内用図記号ガイドライン」（平成 13 年(2001 年)交通エコロジー・モビリティ財団）を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示の推進（４（１）ウ（P50）の再掲）

公園などの利便向上のための、段差の改善・解消、「みんなのトイレ」、利用しやすい遊具、アクセス可能な遊歩道の設置などの施設整備の推進

ウ 観光地

観光地での各種マップの作成の促進

外国語での対応が可能な観光案内所の設置の促進

観光地での、地元馴染みのない人などによるユニバーサルデザインチェックへの支援

観光ボランティア⁽³⁷⁾の育成・組織化

エ 県民参加

計画・設計・完成後などの各段階ごとに、できるだけ多様な手段で、県民のニーズの把握や意見交換を適切に行う仕組みづくり（４（１）エ（P50）の再掲）

施設整備などの計画において、県民と意見交換を行う期間をあらかじめ十分に考慮（４（１）エ（P50）の再掲）

地域住民による公園などの主体的できめ細かな整備・管理の推進

NPOなどによる公園などのユニバーサルデザインチェックへの支援（４（１）エ（P50）の再掲）

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定（４（１）オ（P50）の再掲）

NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を再検討するなど、その表示の適正化の推進（２（１）イ（P31）の再掲）

37 観光客に対して、豊かな自然や歴史的建造物などの案内などに自発的に行う人。

(5) 住宅

現状と課題

個人住宅の建築主体である県民、建築士、設計・施工・管理を行う地元の工務店などに、ユニバーサルデザインの考え方や必要性が十分に浸透していません。

住宅内に段差などのバリアがあったり、手すりが設けられていないなどのために、特に障害者、妊娠中の女性やケガをした人などが、自らの住宅や訪問先の住宅でケガをしたり、交流の障害になったりすることがあります。

ライフサイクルなどに応じた間取りの変更や浴室の改変などをあらかじめ念頭に置いた設計を行っていないために、身体能力などの変化に応じて住宅を改変する際に膨大な費用が追加的に必要になる例が見られます。

平成 27 年（2015 年）には、我が国全体で 3 世帯に 1 世帯は 65 歳以上の高齢者が居住する時代を迎えると言われており、早急に総合的な対策を講じる必要があります。

施策の基本方向

県民、建築士、設計・施工・管理を行う地元の工務店などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

公営住宅のユニバーサルデザイン化をモデル的に進めるとともに、住宅市場の多くを占める民間住宅について必要な誘導策などを実施します。

県民に対し、ユニバーサルデザイン住宅（ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて建築された住宅）に関する情報の提供や、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた個人住宅の建設・リフォームの呼びかけなどを行います。

施策の具体例

ア 普及啓発

建築士、設計・施工・管理を行う地元の工務店などを対象としたユニバーサルデザインの研修会の実施（１（１）ア（P23）の再掲）

あらゆる手段を活用した、県民（建築主）に対するユニバーサルデザインの考え方やユニバーサルデザイン住宅などの紹介の促進（１（１）ア・イ（P23）の再掲）

住まいのユニバーサルデザイン展示会の開催の促進

イ 基準などの作成・見直し

住宅のユニバーサルデザイン自己チェックマニュアルの作成
ユニバーサルデザインを生かした建築設計のガイドラインの作成

ウ 公営住宅に対する取組み

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県営住宅の整備の推進

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた市町村営住宅の整備への支援

公営住宅と福祉施設の連携などによる、すべての人に利用しやすい公営住宅の整備の推進

エ 民間住宅に対する取組み

県民向けのユニバーサルデザイン住宅相談窓口の設置

保健・医療・福祉関係者や建築技術者が連携して住宅の改修などを支援する仕組みづくり

民間住宅のユニバーサルデザイン化促進のための誘導策などの実施

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定（４（１）オ（P50）の再掲）

(6) 商店街

現状と課題

中心市街地などの商店街は、郊外などに立地する大規模小売店舗と比べて、すべての人の利用を念頭に置いた施設整備などの面で後れているとの指摘があります。

中心市街地などの商店街では、空き店舗の増加により不足業種が増えていることに加え、段差などのバリアにより車椅子で入ったり店内で移動することが困難な店があるため、商店街全体としてすべての利用者の多様なニーズに十分に対応できない例が見られます。

道路幅が十分でない中で車や自転車が頻繁に行き来する、気軽に休憩できるスペースがない、どこでどんな商品が扱われているのかわからないなど、利用者が安心して買い物などを楽しむための環境整備が十分でない例が見られます。

まち全体の魅力の向上、既存の社会資本の有効活用などの観点から、商店街をユニバーサルデザインの視点で見直し、さまざまな人が活発に交流する場として再生していくことが必要です。

施策の基本方向

商店街の店主などを対象に、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

各地域の実情を踏まえながら、だれもが利用しやすい商店街づくりを支援します。

施策の具体例

ア 普及啓発

商店街の店主などを対象とした研修会の実施（１（１）ア（P23）の再掲）

イ 研究開発

人と車の共存の在り方についての研究（４（１）イ（P52）の再掲）

障害者や多様な世代の都心居住の推進と連携した商店街づくりの在り方の研究

ウ 基準などの作成・見直し

ユニバーサルデザインの考え方を生かした商店街づくりのガイドラインの作成に対する支援

エ 施設などの整備

「標準案内用図記号ガイドライン」（平成13年(2001年)交通エコロジー・モビリティ財団）を参考に、絵、音声、点字、外国語などの多様な手法を組み合わせた、すべての人にわかりやすい案内表示の推進（４（１）ウ（P50）の再掲）

商店街を訪れるすべての人の利便向上のための、駐車場・駐輪場の整備、バリアの解消、「みんなのトイレ」や託児施設の設置などの施設整備の促進

オ その他

モデル事業・モデル地区の指定（４（１）オ（P50）の再掲）

NPOなどによる商店街のユニバーサルデザインチェックへの支援（４（１）エ（P50）の再掲）

NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を差検討するなど、その表示の適正化の推進（２（１）イ（P31）の再掲）

商店街の店舗のトイレのすべての人への開放の促進

提供できるサービスや駐車場、使いやすいトイレの位置などの情報が一目でわかるマップの作成の促進

第4章 指針の推進について

～ 連携・協働による推進～

1 県の役割

(1) 推進体制の整備

ユニバーサルデザインの推進については、各部門ごとに縦割りで取り組むのではなく、全体を統括する組織の下で、教育、福祉、都市計画、交通、建築などの各部門が連携し、計画的・体系的な取組みを進めることが必要です。

このため、ユニバーサルデザイン推進本部を設置（平成14年（2002年）12月）し、 県の具体的な取組みへの助言や進行管理などを行うため県民や分野ごとの専門家などで構成するユニバーサルデザイン推進会議を設置（平成15年（2003年）7月）したところで、今後、部局横断的なテーマを検討するための研究会を必要に応じて設置するなど、推進体制の整備を進めているところです。

また、15年度より、事業評価を行う場合に、ユニバーサルデザインをはじめ、21世紀の新しい価値観に配慮した施策となっているかどうかのチェックを併せて行うこととするなど、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施策の推進の徹底を図っています。

これらのほか、この指針に基づき、ユニバーサルデザインの計画的・体系的な推進を図るため、この指針に基づき、ユニバーサルデザイン推進プランを策定し（平成15年（2003年1）6月初版）、各分野ごとに、ユニバーサルデザインの推進に関し、実施する施策及び今後実施を検討する施策に数値目標を設定し、ユニバーサルデザインの計画的・体系的な推進を図っています。

(2) 進行管理

この指針に基づき、ユニバーサルデザインを生かした県づくりを着実に実施していくため、各分野ごとの取組みの検討・実施状況を毎年度把握していきます。

また、「うつくしま 21」との整合性などを踏まえ、同計画の終期である平成 22 年度（2010 年度）までの中間年に当たる平成 18 年度（2006 年度）を目途に指針の見直しを検討するほか、経済社会情勢の変化やユニバーサルデザインを巡る国内外の動向などを踏まえ、指針の見直しの必要性を随時検討するなど、柔軟な対応を図っていきます。

（ 3 ） 県の活動内容等

県としてユニバーサルデザインを具体的に推進していくため、この指針に基づき、各分野ごとに、第 3 章で記述した「現状と課題」を念頭に置き、「施策の基本方向」に則って、「施策の具体例」で掲げた施策を含め考えられるすべての施策について積極的に検討・実施していきます。

なお、県の具体的な活動は、大きく分けて次の 3 つの点に集約されます。

県自らが率先して実践

ユニバーサルデザインの推進について、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を率先して実施する、県が所管するすべての基準、制度、事業などをユニバーサルデザインの視点で総点検する、公共施設や県有施設の整備において、率先してユニバーサルデザイン化を進めるなどの取組みを、県自らが率先して進めていきます。

県以外の主体の活動への支援

ユニバーサルデザインの推進について、県が自ら取り組むだけでなく、市町村、県民、事業者などの主体的な取組みを促し、取組みの輪を広げていくため、ユニバーサルデザインに関する情報の収集・発信や相談への対応などを集中的・専門的に行う組織づくりを進めるなど、県以外の主体が行う取組みを積極的に支援していきます。

国への働きかけ

国に対し、ユニバーサルデザインを推進するために必要な法令、助成制度などの整備・拡充や規制緩和などを率先して働きかけていきます。

併せて、ユニバーサルデザインの推進に役立つ各種基準などの整備や先導的事業の実施などを率先して働きかけていきます。

2 市町村への期待

市町村には、住民に最も身近な行政機関として、この指針の趣旨や内容を十分に理解し、県の取組みとの連携を図りながら、まちづくり、交通、教育をはじめとするさまざまな分野において、ユニバーサルデザインの推進に主体的・積極的に取り組んでいくことを期待します。

具体的には、ユニバーサルデザインの推進を計画的・体系的に進めるため、ユニバーサルデザインの窓口の明確化を図る、ユニバーサルデザインの推進を担当する組織の設置や職員の配置を行う、ユニバーサルデザインの推進に関する指針などを策定する、交通バリアフリー法⁽⁴⁸⁾に基づく基本構想をはじめ、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに関する基本計画を策定するなどの取組みを期待します。

3 県民への期待

(1) ユニバーサルデザインの理解促進

ユニバーサルデザインは 21 世紀の県づくりのカギを握る重要な価値観です。まずは県民自らがユニバーサルデザインへの理解を深めることが、一人ひとりを大切にしたい県づくりを進める第一歩になります。

このため、例えば地域で「まちなか討論会（仮称）」を開催し、みんながユニバーサルデザインについての理解を深めていくなどの取組みを期待します。

(2) 人を思いやる気持ちの醸成

数あるユニバーサルデザインの取組分野の中でも、「県民一人ひとりが人を思いやる気持ちを持つこと」（こころのユニバーサルデザイン）がもっとも基本的で重要なものです。

このため、より多くの県民が、困っている人に積極的に手を差し伸べる、視覚障害者誘導ブロック⁽⁴⁹⁾の上や障害者専用の駐車スペースなどに自転車、自動車などを停めないなどのことを、当たり前のこととして、自然に行うようになることを期待します。

(3) まずはできるところから行動

県民の皆さんには、まずは、できるところから、身近なところから、主体的に活動を始めることを期待します。

特に、県民一人ひとりが、行政や事業者などに対し、問題点の指摘や改善に向けた建設的な提案という形で生の声を伝えることは、ユニバーサルデザインを進めていく上で大きな力になります。この場合、行政や

事業者などに良い取組みを継続的・発展的に実施させる観点から、問題点を指摘するだけでなく、時には取組みを評価・支持する旨を明確に伝えていくことも重要です。

この他、商店街、職場、自治会などでまちの住みやすさを点検・公表する、高齢者・障害者疑似体験を実施する、ユニバーサルデザインの推進を目的とするNPOなどの活動に積極的に参加するなど、県民一人ひとりが自分の問題としてユニバーサルデザインの推進のための活動を開始し、徐々に活動の輪を広げていくことを期待します。

(4) 行政や事業者などとの協働

ユニバーサルデザインを効果的に推進していくためには、県民一人ひとりが、この指針の趣旨や内容を十分に理解し、県民の立場から、県、市町村や事業者などの取組みに合わせ、積極的に協働していくことが重要です。

具体的には、個人の住宅を建設する場合に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものにする、ユニバーサルデザイン製品を積極的に購入・利用する、事業者の製品モニターなどに積極的に応募・参加するなどの取組みを期待します。

48 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月施行)の通称。高齢者や身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、バリアフリー化を法制度化したものです。この中で、市町村は、国の基本方針に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において旅客施設、道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、基本構想を作成することとされています。

49 視覚障害者の歩行における安全と利便の確保を目的として、歩道、駅舎、建築物内、その他の床材に敷設された点状突起を持つブロック。

4 民間団体への期待

NPOなどの民間団体は、県民（利用者）のニーズが多様化・高度化する中で、社会を支える新たな担い手として、今後その役割はますます増大するものと考えられます。

その社会的役割に鑑み、ユニバーサルデザインの推進についても、ユニバーサルデザインの考え方の普及、県民（利用者）の多様なニーズの集約・公表や意見が対立した場合の調整、個人レベルの活動のネットワーク化、行政・事業者への県民（利用者）の声の伝達や改善に向けての具体的な提案などの活動をきめ細かく行っていくことを期待します。

また、活動に当たっては、より多くの個人、事業者、他の団体などと連携・協働関係を築くことにより、ユニバーサルデザインの推進に関する民間活動の中心的な担い手の1つとして、その役割を十分に果たしていくことを期待します。

さらに、この指針の趣旨や内容を十分に理解し、民間団体の立場から、県、市町村や事業者などの取組みに対して積極的に参加していくことを期待します。

5 事業者への期待

(1) 社会的責任に見合う活動

事業者は、地域社会の一員として、利用者への製品・サービスの提供や従業員の雇用などを行っており、その社会的責任は極めて大きいものがあります。

このため、自らの社会的責任の大きさを自覚し、利用者にとって真に安全・安心で利用しやすい製品・サービスの提供、従業員にとって真に安全・安心で働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいくことを期待します。

具体的には、社内、業界内におけるユニバーサルデザインの考え方の普及啓発、社内、業界内でユニバーサルデザインを先頭に立って推進するリーダー的な人材の育成などを行いながら、事業活動の中で具体的な取組みを進めていくことを期待します。

また、ユニバーサルデザインの推進に関するネットワークに積極的に参画し、県民（利用者）、同業種・異業種の事業者、民間団体、大学などと交流・連携することにより、ユニバーサルデザインの推進に関する民間活動の中心的な担い手の1つとして、その役割を十分に果たしていくことを期待します。

さらに、この指針の趣旨や内容を十分に理解し、事業者の立場から、県や市町村などの取組みに対して積極的に協力していくことを期待します。

(2) 利用者の視点に立った活動

事業者は、製品の企画立案から製造、廃棄に至るまでのすべての過程に社会的責任を有しています。このことを十分に自覚し、利用者が安心して製品を利用できるよう、製品の製造過程などに関する情報を利用者に行き届くだけ公開するなどの取組みを期待します。

また、製品の企画立案の段階からできるだけ多くの利用者の意見を聞き、それを製品づくりに反映する仕組みづくりを進めていくことを期待します。これに関連して、高齢者、障害者や女性の雇用についても、社会的責任を果たすという視点だけでなく、自社の製品開発能力を高めるためにはこれまで以上に高齢者、障害者や女性を開発スタッフに加える必要があるという視点を持って、積極的に取り組んでいくことを期待します。

<参考 1 用語解説>

い

インフォームドコンセント (p9 , 39 , 40)

医師が、患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて十分にかつ分かりやすく説明をした上で、治療の同意を得ること。

え

A D A 法 [Americans with Disabilities Act Of 1990 障害を持つ米国人に関する法律] (p31)

米国において、障害者の完全な人権と平等を実現するために、障害者の社会参加に対するあらゆる差別を禁止した法律。

N P O (p22 , 23 , 27 , 31 , 42 , 50 , 52 , 54 , 56 , 60 , 73 , 74)

Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。

エンパワーメント (p46 , 47)

個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること

か

環境設計 (p40)

道路、公園等の公共施設の配置や住居構造設備などのハード面においてあらかじめ犯罪の起こりにくい環境を設定する考え方。

観光ボランティア (p56)

観光客に対して、豊かな自然や歴史的建造物

などの案内などに自発的に行う人。

く

グリーン・ツーリズム (p36)

緑豊かな農山漁村地域において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グループホーム (p40)

地域社会の中にある住宅 (アパート、マンション、一戸建など) において、複数の障害者が一定の経済的負担により共同で生活する形態。欧米で広く定着しており、日本でも設置が進んでいます。

け

県民カレッジ (p33)

県内にある様々な学習機会を体系化して県民に提供する、県全域を対象とした新しい総合的な学習サービス提供システム。

こ

交通バリアフリー法 (p72)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月施行)の通称。高齢者や身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、バリアフリー化を法制度化したものです。この中で、市町村は、国の基本方針に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において旅客施設、道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、基本構想を作成することとされています。

国際交流員 (p36)

語学指導などを行う外国青年招致事業に参加し、地方公共団体で国際交流事業に従事する外国青年。単に語学指導のみならず広く地域社会の国際理解に貢献しており、帰国後は母国と日本との架け橋として活躍しています。

さ

サイン (p49)

しるし、符号、合図など伝えたいことを記号として示したもの、あるいはその情報。記名サイン、誘導サイン、案内サイン、説明サイン、規制サインなどがあります。

し

視覚障害者誘導ブロック (p72)

視覚障害者の歩行における安全と利便の確保を目的として、歩道、駅舎、建築物内、その他の床材に敷設された点状突起を持つブロック。

消費者モニター (p62)

安全で快適な消費生活の実現を図るため、消費生活に関する情報を収集する人。

女性のための相談支援センター (p42)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための業務を行う施設。県婦人相談所や男女共生センター、保健福祉事務所などがその役割を担い、殴る蹴るといった暴力のほか、精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護、各種情報の提供などを行っています。

す

ストーカー行為 (p39)

同一の者に対し、つきまとい等を反復してす

ることをいいます。

せ

セクシュアル・ハラスメント (p38)

他の者を不快にさせる性的な言動。性的いやがらせ。言葉や行為による性的な働きかけだけでなく、人格を傷つける言動もこれにあたります。

そ

総合的な学習の時間 (p24 , 25)

各学校が地域や学校の実態などに応じて、創意工夫を生かした横断的・総合的な学習を行う時間。

て

テロップ (p68)

放送画面上に付加される文字情報。現在では、マークやキャラクターなどを加えたグラフィカルな表現が多くなっています。

電子投票 (p65)

タッチパネルに触れて投票するなどの電子機器による投票。目の不自由な人のためにヘッドフォンによる音声説明の装置も付いており、結果的に障害者の参政を促す効果もあります。

電子入札 (p65)

入札参加条件を満たす者が、公共事業の入札手続きをインターネットを通じて電子的に行うもの。参加条件を満たす者が誰でも容易に入札に参加できる環境を実現するものであり、請負業者にとっては、競争性や受注機会の拡大、事務処理の迅速化によるコスト縮減が期待されます。

と

DV(ドメスティック・バイオレンス)(p37, 39, 42)

夫や恋人など親密な関係にある配偶者間の暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障害者など家庭内弱者への暴力を指します。

の

ノンステップ型の低床バス(p16, 51, 52)

床面を極力低くした超低床構造で、乗降ステップをなくしたバス。高齢者や障害のある方、荷物を持った方でも乗り降りが容易であることに加え、補助スロープにより、車椅子でも乗り降りがスムーズにできます。

は

パソコン要約筆記(p47, 69)

人が話している内容を要約してパソコンに入力すること。一般的には、要約したものをその場でスクリーンなどに映し出して文字として見せることを言います。

パブリックコメント(p46, 47, 65)

県民生活に密接に関連する県の重要な施策について、県民などと情報を共有しながら、多様な意見や情報、専門的な知識などを広く求め、県の政策形成過程に反映し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るもの。福島県版のパブリックコメントの要綱(「うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)の実施に関する要綱」)は平成14年10月1日から施行されています。

バリアフリー(p12, 66, 72, 73)

高齢者や障害者などが社会生活を営む上でさまざまな障壁(バリア)を除去すること。

物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があるとされています。

ひ

ピアカウンセリング(p40)

ピア(Peer)という言葉は、「仲間」「対等」の意味で、共通の経験と関心にもとづいた仲間同士の相互支援活動をいいます。

ひきこもり(p39, 40)

90年代に社会的に注目されるようになった、人間関係の拒絶・社会参加の拒絶などの特徴をもつ現象。当初は不登校などの児童生徒について言及されていましたが、近年は若者についても指摘されることが多くなっています。

ピクトグラム(p16)

絵文字。デザイン用語の一種で、絵を使った図表のことを言います。

人にやさしい観光地づくりガイドライン(p66)

観光産業に携わる方々に対し、観光施設、宿泊施設、交通機関などのバリアフリー化を進める上で指針となるような考え方や内容を示すことを目的として平成12年3月に策定された県のガイドライン。高齢者や障害者の自由行動、自由参加を促進することを基本的な方向としています。

人にやさしいまちづくり条例(p53, 54)

高齢者や障害者などに配慮したやさしいまちづくりをより一層進めるため平成7年3月に制定された県の条例。人にやさしいまちづくりの基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、必要な施策の推進を図ることとして

います。

標準案内用図記号ガイドライン(p50 ,52 ,54 ,
56 , 60 , 82)

交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設などの国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるものを示すことを目的として、平成 13 年 3 月に交通エコロジー・モビリティ財団が策定したガイドライン。125種類の図記号が定められています。

ふ

ファシリテータ (p4)

会議などにおいて意見の整理役を行う人。

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例 (p16)

猪苗代湖や裏磐梯湖沼群の水環境を保全するために平成 14 年 3 月に制定された県の条例。日本で初めて未然防止の視点から環境保全に関する規制を行うことが盛り込まれています。

ブラウザ (p68)

ホームページを開くためのソフトウェア。WWWブラウザとも呼ばれています。

フレックスタイム (p44)

定時に出勤退社するのではなく、ある時間幅をもたせて労働者が自由に勤務時刻を決定できる制度。コアタイム(勤務が義務づけられている時間帯)が設定されているのが一般的です。

ほ

防災ボランティア (p40)

被災者の避難生活支援などを目的として無

償で活動する個人または団体。

ホームページ作成ガイドライン (p68)

県ホームページにおいて、各課などが作成するページに全体としての統一性を持たせ、「わかりやすく、そして使いやすい」ホームページの提供を目指して、平成 14 年 4 月に作成された県のガイドライン。

ボランティア・コーディネーター (p36)

生涯学習によって得られた知識や技術をボランティア活動に活かしたいという人に対して、活動できるようにコーディネート(仲介、情報提供、カウンセラー)する人。

み

みんなのトイレ (p50 , 54 , 56 , 60)

車いすの人や赤ちゃんを連れた人をはじめ、だれもが利用できるように設計されたトイレ。

も

モータリゼーション (p48)

自動車が生活の中に深く入り込んでいる状況。

ゆ

結いの精神 (p32)

困った人がいれば、地域の人みんなで助け合う相互扶助の精神。労働力だけでなく精神的にも助け合う共同体の精神を言います。

ユニバーサルデザインチェック (p50 , 52 ,
54 , 56 , 60)

より暮らしやすいまちづくりやサービスの提供などへ役立てるため、利用者の視点からまちやサービスなどの現状の問題点や今後の改

良点などをチェックすること。

り

旅券申請支援システム（p65）

旅券申請時に提出する申請書を手書きに替えてタッチディスプレイ方式の端末により作成するシステム。音声案内やへボン式ローマ字の自動変換、住所地などの検索などの入力支援機能により申請書作成を容易に行うことができます（外務省において研究開発中）。

わ

ワークシェアリング（p44）

雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行うもの。雇用・賃金・労働時間の適切な配分を目指すものです。

ワンストップサービス（p16, 64, 65）

すべてのサービスを1ヶ所で簡単に受けることができるサービス形態。

<参考 2 7つの原則>

ユニバーサルデザインの7つの原則は、建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが、協力しあってまとめたものであり、以下のものから構成されている。

原則：簡潔で、かつ、覚えやすく表現された基本的な考え方

定義：原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン：原則に忠実であるために必要とされる基本要件

(注)すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限らない。

原則1：誰にでも公平に利用できること

定義

誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

ガイドライン

- ・ 誰もが同じ方法で使えるようにする。それが無理なら別の方法でも仕方ないが、公平なものでなくてはならない。
- ・ 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- ・ 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- ・ 使い手にとって魅力的なデザインにする。

【例】乗り降りしやすいノンステップ型の低床バス



原則 2：使う上で自由度が高いこと

定 義

使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

ガイドライン

- ・ 使い方を選べるようにする。
- ・ 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- ・ 正確な操作がしやすいようにする。
- ・ 使いやすいペースに合わせられるようにする。

【例】左右どちらの手でも使えるはさみ



原則 3：使い方が簡単ですぐわかること

定 義

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

ガイドライン

- ・ 不必要に複雑にしない。
- ・ 直感的にすぐに使えるようにする。
- ・ 誰にでもわかる用語や言い回しにする。
- ・ 情報は重要度が高い順にまとめる。
- ・ 操作のためのガイダンスや操作確認を、効果的に提供すること。

【例】絵文字（ピクトグラム）を用いた表示



（出典）「標準案内用図記号ガイドライン」交通エコロジー・モビリティ財団

原則 4：必要な情報がすぐに理解できること

定 義

使用状況や、使う人の視覚・聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

ガイドライン

- ・ 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を併用する。
- ・ 大切な情報は、（例えば大きな文字で書くなど）できるだけ強調して読みやすくする。
- ・ 情報をできるだけ区別して説明しやすくする（やり方が口頭で指示しやすくなるように）。
- ・ 視覚、聴覚などに障害のある人が利用しているさまざまなやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

【例】シャンプーとリンスを区別するための凸凹



原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

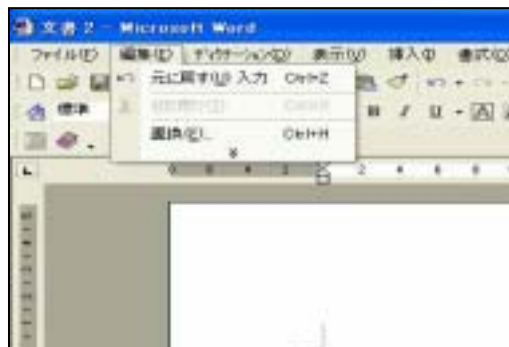
定義

ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

ガイドライン

- ・ 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること。頻繁に使うものは最もアクセスしやすくし、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆うなどする。
- ・ 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- ・ 間違っても安全なように配慮する（フェイルセーフ）。
- ・ 注意が必要な操作を、意図せずにしてしまうことがないように配慮する。

【例】パソコンの「元に戻す」ボタン



原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

定義

効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

ガイドライン

- ・ 自然な姿勢のままで使えるようにする。
- ・ あまり力を入れなくても使えるようにする。
- ・ 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- ・ 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

【例】レバーハンドル式の水栓



原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

定 義

どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

ガイドライン

- ・ 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- ・ 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- ・ さまざまな手や握りの大きさに対応する。
- ・ 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

【例】料金の投入口の大きな自動販売機



原文は Version 2.0-4/1/97 THE CENTER FOR UNIVERSAL DESIGN North Carolina State University。また、日本語訳文の責任者は、古瀬敏、安澤徹也、柳田宏治、清水道子及び堀川美智子（敬称略）。事例については福島県で作成。

「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」のイメージ

< 時代の要請 >

いのち・人権・人格の尊重
 男女共同参画の推進
 高齢化への対応
 国際化への対応
 環境との共生
 地域経済・産業の活性化

ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、積極的に推進

< 県として取り組むに当たっての基本姿勢 >

聖域を設けず、ハード・ソフト両面にわたり考え方を幅広く導入
 すべての基準、事業等をユニバーサルデザインの視点で総点検
 意思決定に至るまでのプロセス・対話を重視
 県民、NPO、事業者、市町村等との連携・協働
 PDCAサイクル等による施策の発展的な推進
 モデル事業等によるスピード感のある推進
 地域の特性や環境・景観等への配慮

< 連携・協働による推進 >

県自らによる率先した取り組み
 ・ユニバーサルデザイン推進本部の設置等、推進体制の整備
 ・県自らが率先してユニバーサルデザインを実践
 ・県以外の主体の活動への支援
 ・国への働きかけ
 県民、NPO、事業者、市町村等による主体的な取り組み、協力

< ユニバーサルデザインの意識づくり >

考え方の普及啓発
 学ぶ機会づくり
 核となる人材・組織づくり

< 個別分野ごとの取り組み >

< ハードの分野 >

< まちづくり >
 まち全体、交通、公共・公益施設、公園などの憩いの空間、住宅、商店街
 < ものづくり >
 製品の開発、製品の利用

< ソフトの分野 >

< ところ >
 ところの教育等、さまざまな交流、人権への“気づき”
 <暮らし >
 日常生活、働く場、社会参加
 < サービス >
 行政、民間サービス業
 < 情報 >
 行政情報、情報化対応

< 目 標 >

すべての人が、あらゆるいのちとの共生を自覚しながら、いきいきと暮らし、活動し、社会に参画し、新たな価値を創造し続けるふくしまの実現

< ユニバーサルデザイン社会の姿 >

すべての人が、あらゆるいのちをかけがえのない存在として尊重し、多様性にこそ価値を見出し、ともに生き、助け合う社会

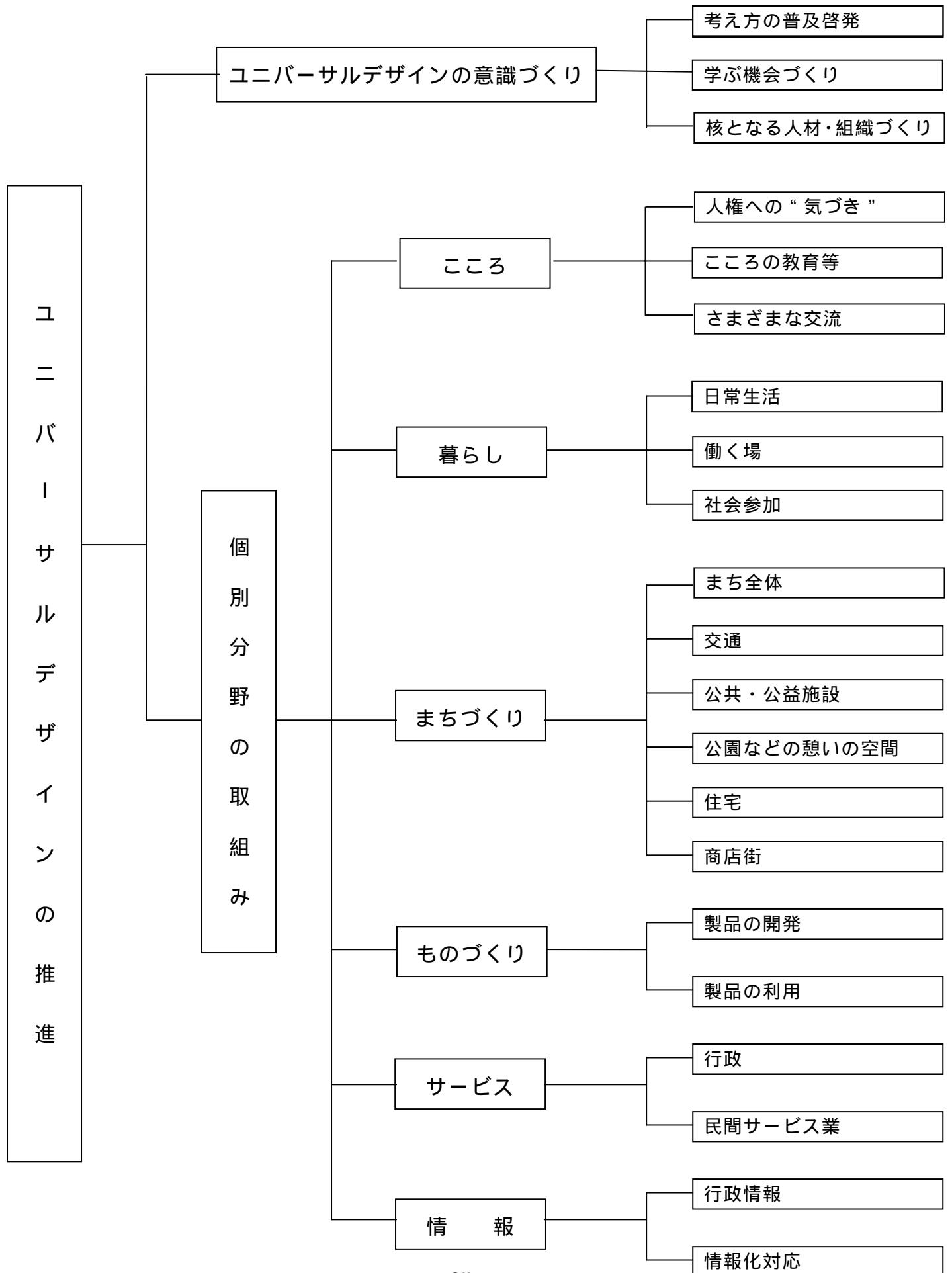
すべての人が、自らの意思で、安全、安心、快適に、学び、暮らし、働き、活動する社会

すべての人が、社会づくりに自由に参画し、みんなが利用しやすいものをみんなで作っていく県民（利用者）本位の社会

少子高齢化への対応や循環型社会の形成などの課題に的確に対応し、女性、高齢者などが社会の担い手としていきいきと活動し、環境への負担も少ない社会

「はじめから」「すべて人に」という視点であらゆることを見つめ、県民（利用者）の立場で、少しでも利用しやすいものを追求し、新たな価値を創造し続ける社会

施策体系図



「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」 (改訂版)の概要

1 はじめに

(1) ユニバーサルデザインのはじまり、提唱

「ユニバーサルデザイン」は、「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」の2つを組み合わせた言葉であり、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス等を計画、設計する」考え方。

もともとハード面を中心としたこの考え方に、制度やサービスなどのソフト面を取り込んでさらに一歩進め、暮らしに関わる諸制度や心の持ち方なども対象に広く社会システムとしてとらえ、ユニバーサルデザインを生かした県づくりを計画的・体系的に推進。

(2) 指針の基本的性格

県が行う事業等にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく際の基本的な考え方や方向性等を示す総合的な行動指針としての役割。

市町村、県民、民間団体、事業者が県と共通の理解・認識を持ち、連携・協働してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドラインとしての役割。

2 ふくしまが進めるユニバーサルデザイン(ふくしま型UD)

(1) ユニバーサルデザイン推進の視点

- 「いのち・人権・人格の尊重」の視点
- 「共生」の視点
- 「安全・安心と生命(いのち)の大切さ」の視点
- 「未来の世代からの信託」の視点
- 「倫理観の尊重」の視点
- 「男女共同参画」の視点
- 「高齢化への対応」の視点
- 「国際化への対応」の視点
- 「地域経済・産業の活性化」の視点
- 「気づき」の視点

(2) 目標

すべての人が、あらゆるいのちとの共生を自覚しながら、いきいきと暮らし、活動し、社会に参画し、新たな価値を創造し続けるふくしまの実現

(3) ふくしま型UDのキーワードと5つの実現手法

【キーワード：思いやりをシステム化】

(構成要素)・公平で快適

(誰でも、いつでも、どこでも、快適に、参加・利用できること)

・簡単で効率的

(情報がわかりやすく簡単に入手できるとともに、効率よく参加・利用できること)

・安全で安心

(未然の防止と間違いをしたときの安全が確保されていて、必要な情報も確認できるとともに、未来の世代への配慮がなされていること)

・さりげなく美しい

(疎外感を与えず、美しいこと)

・柔軟で少ない負担

(一人ひとりの能力や価値観に合わせて柔軟で、経済的・心理的・体力的にも負担が少ないこと)

【5つの実現手法】

さまざまな利用者との対話を通じ、少数意見もくみ上げて工夫すること。

利用者のニーズや不満など現場の実態を十分に踏まえて発想すること。
正確な知識を身につけること。

必要なものははじめから対応すること。

次のいずれかの手法で対応すること【主にハードにおける基本的な実現手法】。

一つの方法でいろいろなニーズを満たすデザイン

ニーズに合わせてオプションの追加や改造を容易に行えるデザイン

複数の選択枝を用意する形のデザイン

(4) ユニバーサルデザイン社会の姿

すべての人が、あらゆるいのちをかけがえのない存在として尊重し、多様性を認め合いながら、ともに生き、助け合う社会

すべての人が、自らの意思で、安全、安心、快適に、学び、暮らし、働き、活動する社会

すべての人が、社会づくりに自由に参画し、みんなが利用しやすいものをみんな
でつくっていく県民（利用者）本位の社会

少子高齢化への対応や循環型社会の形成などの課題に的確に対応し、女性、高齢
者等が社会の担い手としていきいきと活動し、環境への負荷も少ない社会

「はじめから」「すべての人に」という視点であらゆることを見つめ、県民（利用
者）の立場で、少しでも利用しやすいものを追求し、新たな価値を創造し続ける社
会

3 県の取組み

(1) 目標の達成に向けての基本姿勢

トータルな施策展開

ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、聖域を設けることなく、ハード、
ソフトの両面にわたり、ユニバーサルデザインの考え方を幅広く導入。

県のすべての基準、事業等をユニバーサルデザインの視点から点検・見直し。

みんなで作るユニバーサルデザイン社会

意思決定に至るまでのプロセス・対話を重視し、さまざまな県民（利用者）の
多様なニーズの把握や対話による意見交換を実施。

市町村、県民、事業者等と連携・協働関係を築き、みんなでユニバーサルデザ
イン社会を構築。

P D C A サイクル等による施策の発展的な推進

P D C A サイクルに基づき、施策を企画立案し（P l a n）、実行に
移し（D o）、実行状況を点検・検証し（C h e c k）、施策を見直し・
改善する（A c t i o n）ことを繰り返すこと等により、発展的に推進。

モデル事業等によるスピード感のある推進

ユニバーサルデザインの考え方の導入が可能な事業・地区からモデル的
（先行的）に導入し、そこで得られた成果・ノウハウ等を全体に広めるなど、
ユニバーサルデザインをスピード感を持って推進。

地域特性・環境等への配慮

画一的なデザインにならないよう、豊かな自然や多彩な文化・伝統・特産物等、
地域の特性を生かし県民に長く愛される多様なデザインを志向。

人だけでなく、魚や小鳥、草花等の動植物にもやさしい環境づくりとの両立を
重視し、本県の豊かな自然環境や美しい景観等に十分配慮したデザインを志向。

(2) 分野別の取組み

7つの取組分野ごとに、「現状と課題」「施策の基本方向」を記述するとともに、これ
らに沿った「施策の具体例」を列挙。（以下では「施策の基本方向」のみを紹介します。）

ユニバーサルデザインの意識づくり

考え方の普及啓発

あらゆる手段を活用して、県自らがユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に率先して取り組むとともに、NPO等が行うユニバーサルデザインの普及啓発活動を積極的に支援。

学ぶ機会づくり

学校教育や生涯学習・社会活動の場で、子どもたちを始め、すべての県民がユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりを積極的に推進。

核となる人材・組織づくり

大学等と連携し、ユニバーサルデザインの推進に関するリーダー的な人材を育成するとともに、ユニバーサルデザインの普及・推進の母体となる組織づくりを推進。

こころのユニバーサルデザイン

人権への“気づき”

「いのちの大切さ」や「人権をめぐるさまざまな課題」についての啓発を図るとともに、「気づくことの大切さ」についての意識づくりを推進。

こころの教育等

障害等にかかわらず、すべての子供が地域の中でともに学ぶ教育や、すべての県民が生涯学習・社会活動等の場でともに学ぶ機会づくりを推進。

さまざまな交流

世代、地域、国籍、障害等の違いを超えた、さまざまな人による交流を活発化。

暮らしのユニバーサルデザイン

日常生活

DV、虐待、不登校、ひきこもり等の課題への対応、障害者や高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境づくり、防犯体制や各種相談・救済・情報提供の充実等を図るほか、自然環境や社会環境も含めた良好な人間の生存環境を守り育てることで、将来の世代も含めたすべての人が、安全に安心していきいきと日常生活を送ることができる仕組みづくりを推進。

働く場

高齢者、障害者や女性をはじめ、すべての人に働きやすい労働条件の整備を支援。

社会参加

障害等にかかわらずすべての人が資格免許や採用等の試験に平等に受験・参加できる環境づくり、審議会等に障害者、外国人や育児中の人に参加・傍聴しやすい環境づくりを進めるとともに、審議会等の委員への障害者、外国人や女性の積極的な登用を推進。

まちづくりのユニバーサルデザイン

まち全体

すべての人が安全に安心して利用できるまちづくりを実現するため、まちづくりに県民の意見を随時反映させる仕組みづくり、まち全体の連続的・一体的な施設整備、すべての人にわかりやすい案内表示の推進、障害者マーク等の表示の内容・場所の適正化を推進。

交通

すべての人が安全に安心して利用できる公共交通システムの構築に向け、県民、各交通事業者、行政の三者が連携して、地域の実情に応じた円滑な移動環境の整備を推進。

公共・公益施設

すべての人が利用しやすい公共・公益施設となるよう、その整備に県民の意見を随時反映させる仕組みづくりを進めるとともに、すべての人がアクセスでき安全・安心で快適に利用できる公共・公益施設について県自らが率先して整備。

公園などの憩いの空間

すべての人が利用しやすい憩いの空間（公園、森林、河川、海岸等）の整備・管理を実現するため、県民の意見を随時反映した空間の整備や、県民による主体的な空間の管理を行うための仕組みづくりを推進。

住宅

公営住宅の率先したユニバーサルデザイン化、民間住宅についての必要な誘導策等を講じるとともに、県民に対し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住宅に関する情報の提供や建設の呼びかけ等を実施。

商店街

各地域の実情を踏まえながら、すべての人が利用しやすい商店街づくりを支援。

ものづくりのユニバーサルデザイン

製品の開発

ユニバーサルデザイン製品の開発や利用者の多様なニーズの把握に対する事業者の取組みを積極的に支援。

製品の利用

県民に対し、ユニバーサルデザイン製品に関する情報の提供や製品の積極的な利用の呼びかけを行うとともに、県自らが率先してユニバーサルデザイン製品を積極的に調達。

サービスのユニバーサルデザイン

行政

職員に対する顧客意識の徹底、手続きの簡素化等を行うとともに、積極的に県民の生の声を聴き、意見を交換し、施策に反映させるという手法を徹底し、県民の二

ニーズに的確に応えた行政サービスを提供。

民間サービス業

さまざまな人のニーズに対応できるよう、「お手伝い（サポート）」と「もてなし（ホスピタリティ）」のこころに基づくきめ細かなサービスの提供を支援。

情報のユニバーサルデザイン

行政情報

行政情報について、複数の手段により複数の知覚に訴える形でわかりやすく提供していくとともに、身近な情報や緊急を要する情報を迅速・的確に提供する仕組みづくりを推進。

情報化対応

パソコン等を活用する能力の向上等により、すべての人がいつでもどこでも必要な情報を送受信できる環境づくりを推進。

4 指針の推進について

（１）県の役割

教育、福祉、都市計画、交通、建築等の各部門が連携し、計画的・体系的にユニバーサルデザインの推進に取り組むための体制を整備。

- ・ ユニバーサルデザイン推進本部等の設置
- ・ 事業評価を行う場合に、ユニバーサルデザインの観点からのチェックを併せて実施
- ・ 本指針に基づき、分野ごとに、ユニバーサルデザインの推進に関する指針・計画の策定や数値目標の設定等を検討

本指針に基づき、ユニバーサルデザインの推進の進行管理等を適切に実施。

- ・ 分野ごとの取組みの検討・実施状況を毎年度把握
- ・ 平成18年度を目途に本指針の見直しを検討するほか、経済社会情勢の変化等を踏まえ、本指針の見直しの必要性を随時検討

本指針に基づき、分野ごとに、本指針の本文第3章で記述した「現状と課題」を念頭に置き、「施策の基本方向」に則って、「施策の具体例」で掲げた施策を含め、考えられるすべての施策について積極的に検討・実施。

（２）市町村への期待

住民に最も身近な行政機関として、本指針の趣旨・内容を十分に理解し、県の取組みとの連携を図りつつ、まちづくり、交通、教育等の各分野において、ユニバーサルデザインの推進に主体的・積極的に取り組むことを期待。

ユニバーサルデザインの窓口の明確化、ユニバーサルデザインを担当する組織や職員の配置、推進指針の策定等の取組みを期待。

(3) 県民への期待

県民一人ひとりがユニバーサルデザインについての理解を深めることを期待。

少しでも多くの県民が、困っている人に積極的に手を差し伸べることを当たり前のこととして自然に行うようになること（こころのユニバーサルデザイン）を期待。

まずは「できるところから、身近なところから」主体的に活動を始めることを期待。

県民一人ひとりが、本指針の趣旨・内容を十分に理解し、県民の立場から、行政・事業者等の取組みに積極的に協力していくことを期待。

(4) 民間団体への期待

社会を支える新たな担い手として、ユニバーサルデザインの考え方の普及、行政・事業者への県民の声の伝達や改善提案等の活動をきめ細かく行っていくことを期待。

より多くの個人、事業者、他の団体等と連携・協働関係を築き、民間活動の中心的な担い手の1つとしての役割を十分に果たしていくことを期待。

本指針の趣旨・内容を十分に理解し、民間団体の立場から、行政・事業者等の取組みに積極的に協力していくことを期待。

(5) 事業者への期待

自らの社会的責任を自覚し、利用者にとって真に安心・安全で利用しやすいもの・サービスの提供、従業員にとって真に安心・安全で働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいくことを期待。

県民、同業種・異業種の事業者、民間団体等と交流・連携することにより、民間活動の中心的な担い手の1つとしての役割を十分に果たしていくことを期待。

本指針の趣旨・内容を十分に理解し、事業者の立場から、行政等の取組みに積極的に協力していくことを期待。

製品の製造過程等に関する情報の公開、できるだけ多くの利用者の意見を聞き製品づくりに反映する仕組みづくり、高齢者、障害者、女性の積極雇用等を期待。

<参考 6>

「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の策定フロー

【平成14年度】

ふくしまユニバーサルデザイン研究会
からの提言(3月18日)

【平成15年度】

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針
の策定・公表(10月22日)

「人間・人格・人権の尊重」推進懇話会
から知事へ提言書の提出(10月31日)

庁内各部局へ推進指針体系の
変更に対する意見照会
(3月3日)

【平成16年度】

ユニバーサルデザイン推進本部幹事会・
ふくしまユニバーサルデザイン推進指針
(改訂案)の作成(5月25日)

県民等からの意見募集
(6月1日～6月30日)

ユニバーサルデザイン推進本部会議
ふくしまユニバーサルデザイン推進指針
(改訂版)の策定・公表(7月26日)

<参考7 ふくしまユニバーサルデザイン研究会 会員名簿>

(50音順・敬称略)

役 職	氏 名	読 み	住 所	職 業 (平成13年度当時)
会 長	鈴木 典夫	すずき のりお	福 島 市	福島大学行政社会学部助教授
副 会 長	佐藤 和子	さとう かずこ	福 島 市	都市プランナー まちの和研究所主宰
会員(公募)	遠藤 正一	えんどう まさいち	船 引 町	障害者地域生活支援センター 「にっこりハウス」所長
会員(公募)	小野 勉	おの つとむ	福 島 市	歯科技工士
会員(専門)	京野 史恵	きょうの しえ	福 島 市	シンクタンクふくしま研究員
会員(公募)	斎須 泰子	さいす やすこ	須賀川市	主婦
会員(専門)	佐々木 善壽	ささき よとし	郡 山 市	福島県デザイン振興会副会長
会員(専門)	高橋 信子	たかはし のぶこ	福 島 市	福島県立医科大学看護学部講師
会員(公募)	仁平 武子	にへい たけこ	棚 倉 町	主婦
会員(公募)	堀内 美和	ほりうち みわ	二本松市	二本松市役所 市民福祉部福祉課主事
会員(公募)	本田 陽一	ほんだ よういち	会津若松市	グラフィックデザイナー
会員(専門)	松井 壽則	まつい ひさのり	須賀川市	日本大学工学部建築学科助教授
会員(公募)	森澤 茂	もりさわ しげる	三 春 町	三春町役場 町民生活部専門参事
会員(専門)	矢吹 準子	やぶき じゅんこ	郡 山 市	特定非営利活動法人 市民メディア・イコール副理事
ファシリ テータ	佐藤 昇司	さとう しょうじ	福 島 市	特定非営利活動法人 ふくしまNPOネットワークセンター 常務理事